

私らしく、未来をかなえる

みらいプラス

▶特に重要な事項のお知らせ
(注意喚起情報)

▶ご契約のしおり
定款・約款

災害死亡給付金付個人年金保険



HELLO KITTY ©1976, 2017 SANRIO CO., LTD. APPROVAL No. G574032

Web約款閲覧コード

0401704

- ▶約款の全文は当社ホームページから閲覧が可能です。(http://www.fukoku-life.co.jp)
上記のWeb約款閲覧コードをホームページで入力することにより、約款を閲覧いただけます。詳しくは、「Web約款について」(73ページ)をご覧ください。
- ▶ホームページを閲覧する機器をお持ちでないなど、約款の全文を印刷した冊子の交付を希望される場合には、担当者までお申し出ください。

すてきな未来応援します

フコク生命

本冊子の構成

特に重要な事項のお知らせ (注意喚起情報)

ご契約の申込みに際して特にご注意ください
きたい重要な事項を記載したものです。

巻頭

ご契約のしおり

約款で定められた保険契約上のとりきめの
重要部分や保険契約の取扱いに関する大切
な事項(保障内容、給付金をお支払いでき
ない場合、諸手続など)についてわかりや
すく記載したものです。

1ページ～

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則な
どを定めたものです。

57ページ～

約款の抜粋

約款とは、ご契約の加入から消滅までの保
険契約上のとりきめを定めたものです。こ
の冊子では、給付金の支払いに関わる別表
などを抜粋して記載しています。

※約款の全文は、当社ホームページから閲覧す
ることができます。詳しくは、「Web約款につ
いて」(73ページ)をご覧ください。

63ページ～

特に重要な事項のお知らせ (注意喚起情報)

必ずお読みください

- ◆この「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」は、ご契約の申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。必ずお客さまご自身がお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申し込みください。また、各項目について内容をご確認・ご了解いただきましたら、保険契約申込書の該当箇所に必ず押印していただきますようお願いいたします。
- ◆本文中赤字で表記している部分は、給付金をお支払いできない場合  **参照** [4] ページ・7 など、お客さまにとって不利益となる可能性がある事項ですので、十分ご確認ください。
- ◆特に、現在のご契約を解約・減額して新たな保険契約に加入することを検討されている場合  **参照** [4] ページ・5 は、お客さまにとって不利益となる可能性がありますのでご注意ください。

※この「特に重要な事項のお知らせ(注意喚起情報)」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおりー定款・約款」に記載しております。また、商品の具体的な契約内容や契約条件などについては「保険設計書(契約概要)」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。

1

詳細は
ご契約のしおり
10~11
ページへ

告知について

《職業などについてありのままを告知してください》

- 契約者・被保険者には、職業などについて告知をしていただく義務があります。ご契約にあたっては、申込書上で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 申込書上で記入したことが告知となります。生命保険募集人には告知を受ける権限（告知受領権）がないため、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

《告知の内容が事実と相違していた場合には、ご契約を解除することがあります》

- 告知していただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始日（復活の場合は復活の際の責任開始日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
 - ・責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
 - ・ご契約を解除した場合には、給付金の支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
- 前記の場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始日からの年数にかかわらず、「詐欺による取消し」を理由として給付金をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

《後日、契約内容などの確認をさせていただくことがあります》

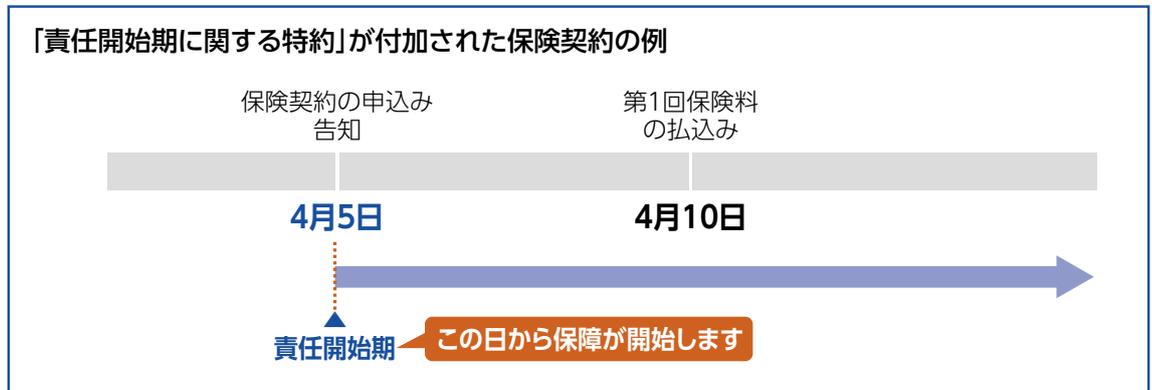
- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約の申込み後または給付金のご請求の際、ご契約の申込内容または請求内容などについて確認させていただく場合があります。また、当社は、被保険者を診療した医師に病状などの確認を行うことがあります。

2

詳細は
ご契約のしおり
15
ページへ

保障の開始時期(責任開始期)について

- お申し込みいただいた保険契約を当社が承諾した場合には、保険契約の申込みと告知がともに完了した時から保障が開始します。ただし、「責任開始期に関する特約」が付加されていない保険契約の場合は、告知と第1回保険料相当額の払込みがともに完了した時から保障が開始するものとします。



※生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、お客さまと当社との保険契約は、お客さまからの保険契約の申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

3

詳細は
ご契約のしおり
15~16
ページへ

第1回保険料の払込みについて

「責任開始期に関する特約」を付加した保険契約をお申込みの場合に必ずご確認ください

《猶予期間内に第1回保険料の払込みがない場合、ご契約は無効となります》

- 「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の第1回保険料は、所定の払込期間内にお払い込みください。なお、払込期間内に払込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- **猶予期間の満了日までに第1回保険料の払込みがないと、ご契約は無効となります。**この場合、**以後お申し込みいただく保険契約の引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。**
- **無効となったご契約については、復活の取扱いはありません。**

4

詳細は
ご契約のしおり
13~14
ページへ

クーリング・オフ制度について

《8日以内であれば、保険契約の申込みを撤回することができます》

- ご契約の申込日またはこの冊子を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約の申込みの撤回またはご契約の解除(以下「申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。
- 申込みの撤回等は、郵便により前記の期間内(8日以内の消印有効)に取扱支社または本社あてお申し出ください。
- **つぎのような場合には、申込みの撤回等ができません。**
 - ・保険料の払込みが、当社の指定する銀行などの口座への振込みにより行われた場合
 - ・申込者または契約者が法人または個人事業主(雇用主)の場合
 - ・債務履行の担保のための保険契約の場合
 - ・すでに加入されているご契約の内容変更の場合

など

5

詳細は
ご契約のしおり

14

ページへ

現在のご契約の解約・減額を前提に 新たな保険契約の申込みを検討されているお客さまへ

- 現在のご契約を解約・減額する際の**払戻金は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の総額よりも少ない金額になります。**
- 契約後所定年数を経過したご契約に対する**配当の権利などを失う場合があります。**
- 新たな保険契約の申込みの際にも、一般の契約と同様に告知義務があります。
- 保険料計算に用いる**予定利率・予定死亡率などが、解約・減額されるご契約と新たな保険契約とで異なることがあります。**

6

詳細は
ご契約のしおり

28・31~33

ページへ

保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活などについて

《猶予期間内に保険料の払込みがない場合、ご契約は失効します》

- 第2回以後の保険料は、払込期月(保険料をお払い込みいただく期間)内にお払い込みください。なお、払込期月内に払込みの都合がつかない場合のために、猶予期間を設けています。
- **猶予期間の満了日までに保険料の払込みがないと、ご契約は失効します。**ただし、保険料の自動貸付が可能な場合には、あらかじめ反対の申出がない限り、当社が自動的に保険料を貸し付けて、ご契約を有効に継続させます。この場合、所定の利率で利息がかかります。(複利計算)
自動貸付を希望されない場合には、当社へ書面でお申し出ください。

《いったん失効したご契約でも、当社の承諾を得て復活することができます》

- ご契約が失効した場合でも、所定の期間内であれば、ご契約の復活を請求することができます。ただし、**告知していただいた内容によっては復活できないことがあります。**復活の手続き、責任開始期などの詳細はご契約のしおり31ページでご確認ください。

7

詳細は
ご契約のしおり

39~41

ページへ

給付金などをお支払いできない場合

- **つぎのような場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。**

- ・告知していただいた内容が事実と相違していたために、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
- ・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または給付金・年金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・保険料の払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・保険契約について詐欺の行為があつてご契約が取消しになった場合や、給付金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- ・免責事由に該当した場合^(注)

(注) 受取人の故意による支払事由該当など

8

詳細は
ご契約のしおり
36~38
ページへ

給付金などのご請求に際してご注意いただきたい事項

《給付金をもれなくご請求いただくため、ご請求に際しては以下の点にご注意ください》

- 給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合やご不明な点がある場合などについても、担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターにご連絡ください。
- ご加入の契約内容によっては複数の保険金・給付金などの支払事由に該当することがありますので、ご不明な点などがある場合にはご連絡ください。
- 当社からの手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所などが変更となった場合には、必ずご連絡ください。

《指定代理請求制度について》

- 指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる年金について、被保険者ご自身が請求できない特別な事情がある場合に、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した「指定代理請求人」が、被保険者に代わって請求することができます。(詳しくはご契約のしおり38ページでご確認ください。)
- 指定代理請求特約を付加した場合には、契約者から指定代理請求人となる方に対し、「指定代理請求人として指定されたこと」および「被保険者の代理人として年金を請求できること」を必ずお伝えください。

9

詳細は
ご契約のしおり
44
ページへ

解約と払戻金について

《解約時の払戻金は、多くの場合、払込保険料を下回ります》

- お払い込みいただいた保険料は、預貯金とは異なり、一部は給付金のお支払いや保険契約の締結・維持に必要な経費に充てられます。そのため、ご契約を解約された場合の払戻金額は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の総額を下回ります。
※保険料払込期間が満了した後、すえ置期間中に解約された場合も、払戻金額がお払い込みいただいた保険料の総額を下回ることがあります。
- 払戻金額は、保険料払込期間・年金の型・経過年数などによって異なります。

10

詳細は
ご契約のしおり
18~19
ページへ

年金額が削減される場合について

《生命保険会社が破綻した場合などには、ご契約の年金額が削減されることがあります》

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額が削減されることがあります。
- 当社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額が削減されることがあります。

11

詳細は
ご契約のしおり
20~21
ページへ

相互会社制度について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約（無配当保険）を除き、契約者が保険契約の当事者になると同時に、「社員」（構成員）として会社の運営に参加するというものです。
- 当社は、保険業法にもとづき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。社員の権利（社員権）には、社員の代表である総代を選出する社員投票の権利などがあります。

12

詳細は
ご契約のしおり
21
ページへ

生命保険に関するご相談などの窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談につきましては、下記のお客さまセンターまたは最寄りの支社へご連絡ください。



フコク生命 お客さまセンター



0120-259-817

受付時間 平日9:00~17:00(12/30~1/3を除く)

※最寄りの支社の連絡先につきましては、巻末に記載しておりますのでご確認ください。

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（一社）生命保険協会ホームページ

生命保険協会

検索

ホームページアドレス

<http://www.seiho.or.jp>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約のしおり

定款・約款

申込内容確認表

お客さまがお申込の特約にチェックをしていただき、保障内容のご確認等の際にご活用ください。

みらいプラス〔災害死亡給付金付個人年金保険〕

お申込の特約にチェック をして本書をご利用ください。

ご契約のしおり

主契約	<input checked="" type="checkbox"/> 災害死亡給付金付個人年金保険	▶ 54 ページ
特約	<input type="checkbox"/> 指定代理請求特約	▶ 38 ページ
	<input type="checkbox"/> 個人年金保険料税制適格特約	▶ 47 ページ

お申し込みいただいた契約内容は、ご契約の成立後にお送りする保険証券にてご確認ください。

ご契約の際に必ず
ご確認いただきたい、
大切な情報です。

ご契約にあたって



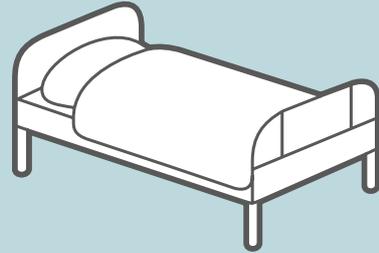
- 1 フコク生命からのお願い 10ページ
- 2 ご契約にあたっての大切なことから 13ページ
- 3 被保険者による契約者への解約の請求について 23ページ

保険用語の意味が 分からないときは

主な保険用語のご説明 6ページ

ご契約後の「○○したい」
のニーズに、分かりやすく
お答えします。

こんなときは



- 1 保険料の払込について知りたい 26ページ
- 2 効力を失った契約をもとに戻したい 31ページ
- 3 保険料の払込が困難になられたときは 32ページ
- 4 現金をご入用のときは 35ページ
- 5 給付金等を請求したい 36ページ
- 6 給付金・年金の受取人の変更について知りたい 43ページ
- 7 契約を解約したい 44ページ
- 8 契約者の債権者等から解約の請求があったときは 45ページ
- 9 社員配当金について知りたい 46ページ
- 10 税金について知りたい 47ページ

みらいプラスの
保障内容等について
ご確認ください。

『みらいプラス』 の商品内容について

みらいプラス

1 みらいプラス
〔災害死亡給付金付個人年金保険〕について **52** ページ

1 特長と仕組み **52** ページ

2 お支払いする給付金・年金 **54** ページ

2 免責事由について **56** ページ

目次

ご契約のしおり

申込内容確認表	1
本しおりの使い方(クイックインデックス)	2
目次	4
主な保険用語のご説明	6

ご契約にあたって

1 フコク生命からのお願い	10
ご契約の申込書は、 ご自身で正確にご記入ください。	10
職業等を正確に告知していただくよう お願いいたします。	10
保険料をお払い込みいただく際は 領収証をお受け取りください。	12
保険証券の内容をご確認ください。	12
2 ご契約にあたっての大切なことから	13
生命保険募集人について	13
クーリング・オフ制度 (申込の撤回・ご契約の解除)について	13
現在のご契約の解約、減額を前提に、 新たな保険契約の申込を ご検討されているお客さまへ	14
保険会社の責任開始期について	15
「責任開始期に関する特約」が付加された ご契約の第1回保険料の払込について	15
個人情報の取扱について	16
他の生命保険会社等との保険契約等に関する 情報の共同利用について	17
業務または財産の状況の変化による 保険金額等の削減について	18
相互会社制度について	20
生命保険に関するご相談等の窓口について	21
取引時確認に関するお願い	21
外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に 関するお願い	22
非居住者に係る金融口座情報の届出に 関するお願い	22
3 被保険者による契約者への解約の請求について	23

こんなときは

1 保険料の払込について知りたい	26
保険料の払込方法について	26
保険料の払込期月について	27
保険料払込の猶予期間とご契約の失効について	28
給付金支払の際の保険料の精算について	28
年払・半年払のご契約が消滅した場合の 保険料の払戻について	30
2 効力を失った契約をもとに戻したい	31
ご契約の復活について	31
3 保険料の払込が困難になられたときは	32
保険料の自動貸付	32
払済年金保険への変更	34
基準年金年額の減額	34
4 現金がご入用のときは	35
契約者貸付制度について	35
5 給付金等を請求したい	36
給付金の請求手続について	36
請求手続に必要な書類	37
指定代理請求制度について	38
給付金等をお支払いできない場合	39
給付金・年金の支払期限および 支払場所について	42
6 給付金・年金の 受取人の変更について知りたい	43
死亡給付金受取人の変更について	43
年金受取人の変更について	43
給付金・年金の受取人が死亡された場合	43
7 契約を解約したい	44
解約と払戻金について	44
8 契約者の債権者等から解約の請求があったときは	45
死亡給付金受取人による保険契約の存続 (介入権)について	45

定款・約款

9 社員配当金について知りたい	46
社員配当金について	46
10 税金について知りたい	47
生命保険料控除について	47
給付金・年金の税法上の取扱について	49

『みらいプラス』 の商品内容について

1 みらいプラス 〔災害死亡給付金付個人年金保険〕について	52
1 特長と仕組み	52
2 お支払いする給付金・年金	54
2 免責事由について	56
免責事由(給付金をお支払いできない場合)	56

定 款	57
約款の抜粋	63
本社・支社所在地一覧	71
Web約款について	73

主な保険用語のご説明

き	基準年金年額	ご契約時に定めた基準となる年金額のこと、第1回目の基本年金額と同額です。
	給付金	被保険者が年金開始日前に死亡されたときにお支払いするお金のことです。
け	契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。
	契約者	保険会社と保険契約を結び、契約上のいろいろな権利(たとえば、契約内容変更などの請求権)と義務(たとえば、保険料支払義務)を持つ人のことをいいます。
	契約年齢	被保険者の契約年齢は満年齢(1年未満の端数は切り捨て)で計算します。 また、ご契約後の被保険者の年齢は、毎年の契約応当日ごとに上記の契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。
	契約日	申し込まれたご契約の保険期間が開始される日をいいます。 通常は責任開始の日を契約日としますが、保険料の払込方法により異なる場合があります。
こ	告知義務と告知義務違反	契約者と被保険者には、ご契約の申込をされるときに、現在の職業など、当社がおたずねする重要なことごとについて当社にお知らせ(告知)していただきます。これを「告知義務」といいます。 当社がおたずねした重要なことごとについて告知がなかったり、故意に事実を曲げて告知された場合などは、「告知義務違反」となり当社にご契約を解除することがあります。
し	失効	第2回以後の保険料が猶予期間の満了日までに払い込まなかったことなどにより、ご契約の効力が失われることです。
	指定代理請求人	被保険者が年金を請求できない特別な事情があるとき、被保険者に代わって請求を行なうために、契約者が所定の範囲内からあらかじめ指定した人のことをいいます。
	支払事由	約款で定める、年金等をお支払いする場合をいいます。
	社員配当金	毎年の決算による剰余金をもとにお支払いするお金のことをいいます。
	主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
す	すえ置期間	保険料払込期間満了日の翌日から年金開始日の前日までの期間のことをいいます。
せ	責任開始期(日)	ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。
	責任準備金	将来の年金をお支払いするために保険料の中から積み立てる積立金のことをいいます。
た	第1回保険料相当額	ご契約の申込時にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
て	定款	当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

と	特約	主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
ね	年金	年金開始日以後、所定の支払事由にもとづき、毎年の年金支払日にお支払いするお金のことです。
	年金受取人	年金を受け取る人のことをいいます。
	年金開始日	被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。
は	払戻金	ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。
ひ	被保険者	その人の生存や死亡が年金・給付金の支払の対象となる人のことをいいます。
ふ	復活	失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知をしていただきますが、告知していただいた内容によっては復活できないこともあります。
ほ	保険証券	ご契約の基準年金年額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したものです。
	保険料	契約者にお払い込みいただくお金のことです。
	保険料払込期間	保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。
め	免責事由	約款で定める、給付金をお支払いできない場合をいいます。
や	約款	保険契約上のとりきめを記載したものです。

ご契約にあたって

1. フコク生命からのお願い …………… 10 ページ
2. ご契約にあたっての大切なことから … 13 ページ
3. 被保険者による契約者への解約の
請求について …………… 23 ページ

1 フコク生命からのお願い

フコク生命からお客さまへの大切なお願いです。ぜひご確認くださいませよう
お願いいたします。

ご契約の申込書は、ご自身で正確にご記入ください。

ご契約の申込書は、保険契約者(以下「契約者」といいます。)および
被保険者ご自身でご記入ください。
記入内容を十分お確かめのうえ、署名・押印をお願いします。



職業等を 正確に告知していただくようお願いいたします。

告知義務について

契約者や被保険者には、下記のように職業等についての
告知をしていただく義務があります。



- 生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障し合う制度です。
したがって、その制度の中に、初めから危険度の高い職業に従事されている方等が無条件で契
約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
ご契約にあたっては、現在の職業など、申込書上で当社がおたずねすることがら(注)について、
事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
(注)当社がおたずねすることがらは、給付金の支払事由が発生する可能性に関係のあるものに
限ります。
- 失効したご契約を復活する場合にも、告知をしていただきます。



- 申込書上で記入したことが告知となります。生命保険募集人には告知を受ける権
限(告知受領権)がないため、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知してい
ただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約の申込後または
給付金のご請求の際、ご契約の申込内容または請求内容等について確認させてい
ただく場合があります。

→28ページ参照

失効については、「保
険料払込の猶予期間
とご契約の失効につ
いて」をご参照くだ
さい。

→31ページ参照

復活については、「ご
契約の復活について」
をご参照ください。

告知義務違反について

告知していただくことがらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

- この取扱は、**責任開始日**(注)から2年以内、かつ、当社がその事実を知ってから1ヵ月以内に限ります。

(注)保険契約の復活が行なわれている場合には、最後の復活の際の責任開始日とします。

- 責任開始日から2年を経過していても、給付金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約を解除することができます。
- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。ただし、「給付金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。
- ご契約を解除した場合、解約の際にお支払いする**払戻金**があれば、その金額を契約者にお支払いします。



上記のご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金をお支払いできないことがあります。

例えば、告知義務違反があった場合でその内容が特に重大なときは、詐欺による取消を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。

この場合、

- ・責任開始日からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。)
- ・すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

保険料をお払い込みいただく際は領収証をお受け取りください。

- 第1回保険料を担当者にお払い込みいただく際は、会社名・会社印が印刷された当社所定の領収証をお受け取りください。

※次のような場合には、領収証は発行いたしません。

- ・第1回保険料を銀行などの金融機関の契約者指定の口座から振り替えた場合 など
- 第2回以後の保険料を担当者にお払い込みいただく際も、会社名・会社印が印刷された当社所定の領収証をお受け取りください。

<見本>

富国生命保険相互会社



保険証券の内容をご確認ください。

ご契約をお引き受けしますと、当社は、保険証券を契約者にお送りしますので、申込の際の内容と相違していないかどうかよくお確かめください。

万一、内容が相違していたり、ご不明な点等がございましたら、最寄りの営業所、支社またはお客さまセンターまでご連絡ください。



2 ご契約にあたっての大切なことから

ご契約に際してご確認いただきたいことからを記載しております。内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申し込みください。

生命保険募集人について

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約の申込に対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、保険契約の申込に対して生命保険募集人が承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

当社の生命保険募集人について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約の申込に対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則として当社の承諾が必要になります。

＜当社の承諾が必要な契約内容変更等の手続の例＞

- ・保険契約の復活 など

クーリング・オフ制度(申込の撤回・ご契約の解除)について

- 生命保険は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討ください。
- ご納得がいかない場合、申込者または契約者(以下「申込者等」といいます。)は、ご契約の申込日またはこの冊子を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面による申出により、申込の撤回またはご契約の解除(以下「申込の撤回等」といいます。)をすることができます。
- この場合には、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。
- 契約転換制度による申込のときは、以前のご契約に戻ります。
- 当社は、申込の撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払を請求しません。
- 申込の撤回等の書面の発信時に給付金の支払事由が発生している場合には、申込の撤回等の効力は生じません。ただし、申込の撤回等の書面の発信時に、申込者等が給付金の支払事由が発生していることを知っている場合を除きます。

申出方法

- 申込の撤回等は、郵便により前記の期間内(8日以内の消印有効)に取扱支社または本社あてお申し出ください。
- 郵便(はがき、手紙)には申込の撤回等をする旨明記し、申込者等の氏名・住所および取扱営業所・担当者名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。



次のような場合には、申込の撤回等ができません。

- ① 当社指定の医師の診査を受けた場合
- ② 申込者等が法人または個人事業主(雇用主)の場合
- ③ 申込者等が、当社の営業所、支社または本社(以下「営業所等」といいます。)において保険契約の申込をされた場合。ただし、申込者等が当社の営業所等に対し、事前に日を通知したうえで訪問され、かつ、その事前通知または訪問の際に、訪問の目的が保険契約の申込であることを明らかにされて、当該営業所等で当該保険契約の申込をされた場合に限りです。
- ④ 申込者等が、自ら指定された場所(当社の営業所等および申込者等のご自宅を除きます。)において保険契約の申込をされた場合。なお、当社の営業所等を指定された場合でも、上記③に該当するときは申込の撤回等ができないことにご注意ください。
- ⑤ 保険料(保険料充当金を含みます。)の払込が、当社の指定する銀行等の口座への振込により行なわれた場合。ただし、申込者等が当社または当社職員に対して振込を依頼(ATM等の機器使用による依頼を含みます。)されることにより振込が行なわれた場合を除きます。
- ⑥ 債務履行の担保のための保険契約の場合
- ⑦ 既契約の内容変更(特約の中途付加など)の場合

現在のご契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約の申込をご検討されているお客さまへ

- 現在のご契約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、契約者にとって不利益となります。
 - ・ 多くの場合、**払戻金**は、お払い込みいただいた保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- 保険料計算に用いる予定利率・予定死亡率等は、解約・減額されるご契約と新たな保険契約とで異なることがあります。
- 新たにお申込の保険契約について、以下の事項にご留意ください。
 - ・ 一般の契約と同様に**告知義務**があります。そのため、新たに申し込まれた保険契約の責任開始日を起算日として、**告知義務違反**による解除の規定が適用されます。
 - ・ **詐欺による契約の取消**の規定等についても、新たに申し込まれた保険契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

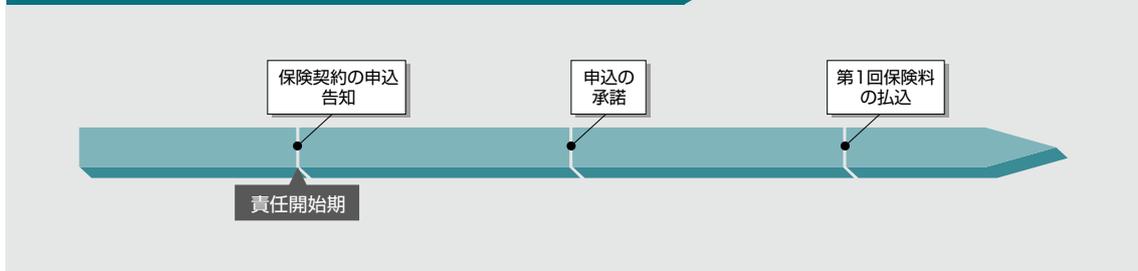
→10・11・40ページ参照

告知義務、告知義務違反および詐欺による契約の取消については、「告知義務について」「告知義務違反について」「詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合」をご参照ください。

保険会社の責任開始期について

お申し込みいただいたご契約を当社が承諾した場合には、ご契約の申込と告知がともに完了した時から保障が開始します。ただし、「責任開始期に関する特約」が付加されていない保険契約の場合は、告知と第1回保険料相当額の払込がともに完了した時から保障が開始するものとします。

「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の例



「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の第1回保険料の払込について

第1回保険料の払込方法

「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の第1回保険料は、次の方法によりお支払い込みください。

口座振替扱のご契約	責任開始日を含む月の翌月の27日(休日の場合は翌営業日)に銀行などの金融機関の契約者指定の口座から振り替えます。(注1)(注2)
団体扱のご契約	次ページに記載の払込期間内に担当者にお支払い込みください。
送金扱のご契約	当社からお送りする振替用紙で、次ページに記載の払込期間内に最寄りのゆうちょ銀行・郵便局または当社指定の銀行などにお支払い込みください。

(注1) 申込手続の完了時期によっては、口座からの振替ができない場合があります。この場合には、担当者に第1回保険料をお支払い込みください。

(注2) 預金残高不足などにより口座からの振替ができなかった場合は、第1回保険料を担当者にお支払い込みいただくか、または翌月の振替日に再度第1回保険料(月払契約については2ヵ月分の保険料)を口座から振り替えます。

→26ページ参照

口座振替扱、団体扱および送金扱については、「保険料の払込方法について」をご参照ください。

責任開始日とは

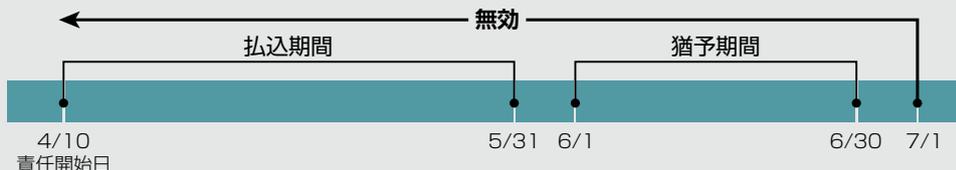
ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

第1回保険料の払込期間および猶予期間

- 第1回保険料の払込期間および猶予期間は、次のとおりです。

払込期間	責任開始日から責任開始日を含む月の翌月の末日まで
猶予期間	払込期間の翌月の初日から末日まで

例



- 第1回保険料が猶予期間の満了日までに払い込まなかった場合、ご契約は、**責任開始日**にさかのぼって**無効**となります。
※口座振替扱のご契約で、2ヵ月連続して第1回保険料の振替ができなかった場合は、至急当社までご連絡ください。
- 第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、以後お申し込みいただく保険契約の引受に際して、一定の制限を設けることがあります。
- 第1回保険料が払い込まれる前に給付金の支払事由が発生した場合には、第1回保険料(注)を給付金から差し引くかまたはお払い込みいただきます。
(注)月払契約で、猶予期間中に給付金の支払事由が発生した場合は、2ヵ月分の保険料とします。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

個人情報の取扱いについて

当社は、保険契約の申込や各種請求にともなって取得したお客さまの個人情報を下記の目的のために利用いたします。



個人情報の利用目的

- 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払が正しく確実に行なわれるよう、「支払査定時照会制度」にもとづき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

支払査定時照会制度について

▶ 保険金等のご請求に際し、お客さまの契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払の判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行なった各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、お客さまセンターにお問合わせください。



相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ① 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- ② 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。)
- ③ 保険種類、契約日、復活日、消滅日、契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

◎「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp>)の「加盟会社」をご覧ください。

(注)上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

業務または財産の状況の変化による保険金額等の削減について

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構にお問合わせください。(当社は生命保険契約者保護機構に加入しております。)

生命保険契約者保護機構の概要

生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取を行なう等により、契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行ない、加入している保険契約の継続を図ることとしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行なわれる可能性があり、これにともない、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行なう制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。)

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(※1)を超えていた契約を指します(※2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率})\text{の総和} \div 2\}$$

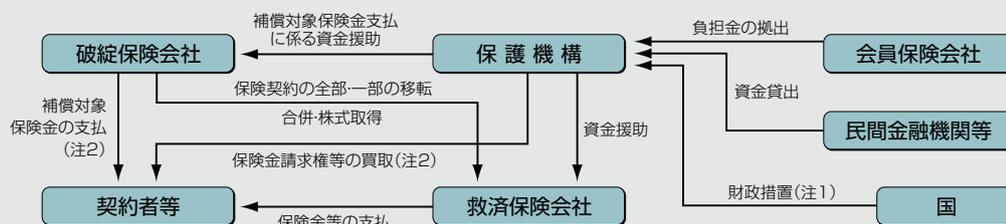
(※1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(※2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

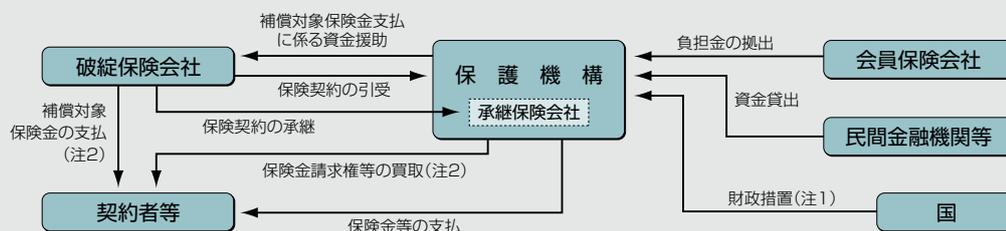
※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

仕組みの概略図

救済保険会社が現れた場合



救済保険会社が現れない場合



(注1)上記の「財政措置」は、平成34年(2022年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、※2に記載の率となります。)



補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

● 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合わせ先

生命保険契約者保護機構：TEL 03-3286-2820

[月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)]

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページ <http://www.seihohogo.jp>

相互会社制度について

当社の組織形態について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、契約者が保険契約の当事者になると同時に、「社員」（構成員）として会社の運営に参加するというものです。

総代会について

● 総代会の仕組み

相互会社は、相互扶助の精神にもとづいて運営されており、その重要事項は、最高意思決定機関である総代会（社員総会に代わるべき機関）において決定されます。総代は、社員である契約者の中から社員投票で選出されます。

● 総代の選出方法

- ・ 会社が推薦し総代会で選任された総代候補者選考委員で組織する総代候補者選考委員会が総代候補者を選定し、推薦についての電子公告を行ないます。
- ・ 社員は、推薦された候補者の中に信任を可としない者がある場合、投票によってその意思を表明することができます。各候補者は、信任を可としない投票を行なった社員の数が投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に総代として確定します。

● 総代の任期

当社の総代の任期は4年とし、重任する場合は通算8年を限度とします。

● 総代会の傍聴制度

- ・ 当社の経営について社員の皆さまに理解を一層深めていただくため、「総代会傍聴制度」を実施しています。
- ・ 傍聴の申込方法等については、総代会開催前の一定期間、当社ホームページ [http://www.fukoku-life.co.jp] のほか、本社・支社等の店頭に掲示してお知らせします。
- ・ 総代会の議事録や質疑応答の要旨は、開催後本社・支社に備え付けるほか、当社ホームページでもご覧いただけます。

社員の権利義務について

- 社員の権利には、保険業法や定款の定めにもとづき、総代選出にあたっての信任投票権などのほかに、一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権などがあります。
- その他、社員の主な権利として次のようなものがあります。
 - ・ 定款や保険約款の定めにもとづく社員配当金請求権
- 社員の主な義務として次のようなものがあります。
 - ・ 保険約款にもとづく保険料の払込義務

ご契約者懇談会について

- 契約者の皆さまに当社の経営の状況をご説明し、ご理解をおとぐとともに、契約者の皆さまからご意見を幅広くお伺いさせていただき、それを経営に反映させていくため、全国の支社でご契約者懇談会を開催しております。
- ご契約者懇談会の開催案内は、当社ホームページ [http://www.fukoku-life.co.jp] のほか、本社・支社等の店頭に掲示してお知らせします。

生命保険に関するご相談等の窓口について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談につきましては、下記のお客さまセンターまたは最寄りの支社へご連絡ください。



問合わせ先

フコク生命 お客さまセンター  0120-259-817

[受付時間 平日9:00～17:00(12/30～1/3を除く)]

※最寄りの支社の連絡先につきましては、巻末に記載しておりますのでご確認ください。

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス ; <http://www.seiho.or.jp>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

取引時確認に関するお願い

当社は、犯罪による収益の移転防止に関する法律にもとづいて、契約締結などの際にお客さまの本人特定事項〔氏名・住居・生年月日(法人のお客さまの場合は名称・所在地)〕、職業(法人のお客さまの場合は事業の内容)などを確認させていただいております。

お客さまがこれらの本人特定事項、職業などを変更されたときは、お客さまセンターまたは最寄りの支社までご連絡ください。

外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に関するお願い

米国法である外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)にもとづいて、契約締結などの際に米国納税者か否かをお客さまに帳票上で申告していただき、該当する場合には追加で所定の書類を当社あて提出いただいております。

なお、上記申告後に新たに米国納税義務者に該当することとなった場合や米国納税義務者に該当しなくなった場合には、再度申告書の提出が必要となりますので、お客さまセンターまたは最寄りの支社、担当者までご連絡ください。

非居住者に係る金融口座情報の届出に関するお願い

「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の改正により創設された「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にもとづいて、契約締結などの際にお客さまの氏名・住所(名称・所在地)、納税上の居住地国等を記載した届出書を、国税庁に報告する目的で、当社あて提出いただいております。

なお、一度届出書を提出いただいた後、居住地国に異動があった場合は、再度届出書の提出が必要となりますので、お客さまセンターまたは最寄りの支社、担当者までご連絡ください。

3

被保険者による契約者への解約の請求について

被保険者と契約者が異なる保険契約をお申込の場合は、必ずご確認ください。

被保険者と契約者が異なる保険契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者は契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、保険契約の解約を行なう必要があります。

- ①契約者または死亡給付金受取人が、この保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で保険事故を招致(未遂を含みます。)したとき。
- ②この保険契約の給付金の請求に関して、その受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ③被保険者の契約者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、保険契約を継続することを期待しえない上記①②と同等の重大な事由があるとき。
- ④契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約の申込の同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化したとき。

こんなときは

1. 保険料の払込について知りたい …… 26 ページ
2. 効力を失った契約をもとに戻したい … 31 ページ
3. 保険料の払込が困難になられたときは … 32 ページ
4. 現金がご入用のときは …… 35 ページ
5. 給付金等を請求したい …… 36 ページ
6. 給付金・年金の
受取人の変更について知りたい …… 43 ページ
7. 契約を解約したい …… 44 ページ
8. 契約者の債権者等から解約の請求が
あったときは …… 45 ページ
9. 社員配当金について知りたい …… 46 ページ
10. 税金について知りたい …… 47 ページ

1 保険料の払込について知りたい

契約者にお払い込みいただく保険料に関する事項についてご説明します。

※「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約の
第1回保険料の払込については、15ページをご参照ください。

保険料の払込方法について

保険料の払込方法<経路>について

保険料の払込方法<経路>には、次の方法があります。

①口座振替扱	<p>銀行などの金融機関の契約者指定の口座から、保険料が自動的に当社へ振り替えられます。</p> <p>この場合、払い込まれた保険料について領収証は発行しません。</p> <p>【保険料の振替】</p> <p>払込期月の27日(休日の場合は翌営業日)に行ないます。ご入金など振替のご準備は振替日の前日までをお願いいたします。</p> <p>【保険料の振替ができなかった場合】</p> <p>預金残高不足等により保険料の振替ができなかった場合は、翌月の振替日に、月払契約の場合は2ヵ月分、年払・半年払契約の場合は当月と同じ金額が口座から振り替えられます。</p> <p>なお、2ヵ月連続して保険料の振替ができなかった場合は、ご契約の効力が失われる(失効)ことがありますので、至急当社までご連絡ください。</p>
②団体扱	<p>勤務先などの所属団体を経由して保険料をお払い込みいただきます。</p> <p>この場合、まとめて1枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々の契約者には発行しません。</p>
③送金扱	<p>払込期前にあらかじめ当社からお送りする払込案内に同封の振替用紙で、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局または当社指定の銀行などに保険料をお払い込みいただきます。</p> <p>その際の受領証は、保険料領収証の代わりとなりますから、大切に保管してください。</p> <p>なお、保険料の払込方法<回数>によってはお取り扱いできない場合があります。</p>

※上記のほか、集金扱(当社の定めた地域内に集金先をご指定いただき、当社の集金担当職員に保険料をお払い込みいただく方法)を取り扱う場合もあります。

→27ページ参照

払込期月については、「保険料の払込期月について」をご参照ください。

→28ページ参照

失効については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

→27ページ参照

保険料の払込方法<回数>については、「保険料の払込方法<回数>について」をご参照ください。



万一、払込案内が届かなかった場合などには、お手数ですが、最寄りの営業所、支社または本社までお申し出いただくか、またはその場所へ保険料をお払い込みくださいますようお願いいたします。

保険料の払込方法＜経路＞を変更される場合

払込方法＜経路＞の変更をご希望の場合や、転居、所属団体からの脱退等の場合は、すみやかに担当者、最寄りの営業所、支社またはお客さまセンターまでお申し出ください。

- 払込方法の変更について申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たな払込方法に変更させていただきます。
- 新たな払込方法に変更されるまでの間に保険料の支払時期が到来した場合は、お手数ですが最寄りの営業所、支社または本社にお払い込みください。
- 上記のほか、当社の都合により払込方法の変更をさせていただく場合があります。



保険料の払込方法＜経路＞が変更された場合、毎回お払い込みいただく保険料の額も変更となることがあります。

(例) 団体月払から口座振替月払への変更など

保険料の払込方法＜回数＞について

保険料の払込方法＜回数＞には、次の方法があります。

①月払	毎月1回保険料をお払い込みいただきます。
②半年払	年2回保険料をお払い込みいただきます。
③年払	年1回保険料をお払い込みいただきます。

保険料の前納・一括払込について

将来の保険料をまとめてお払い込みいただく方法として、保険料の前納または一括払込の制度がありますが、この制度は経済情勢等により取扱を停止することがあります。平成29年4月現在、この商品は、保険料の前納および一括払込は取り扱っておりません。

保険料の払込期月について

第2回以後の保険料の払込期月(毎回の保険料をお払い込みいただく期間)は次のとおりとなります。保険料は、払込方法＜回数＞に応じて払込期月内にお払い込みください。

払込方法＜回数＞	払込期月
①月払	月単位の 契約応当日 (注)の属する月の初日から末日まで
②半年払	半年単位の 契約応当日 (注)の属する月の初日から末日まで
③年払	年単位の 契約応当日 (注)の属する月の初日から末日まで

(注) 契約応当日がない月の場合は、その月の末日とします。

契約応当日とは

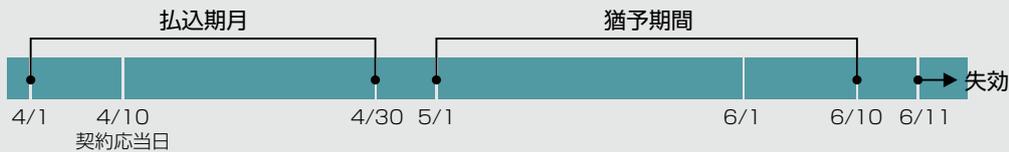
ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。特に「月単位の契約応当日」または「半年単位の契約応当日」といったときは、それぞれ各月または半年ごとの契約日に対応する日を指します。

保険料払込の猶予期間とご契約の失効について

第2回以後の保険料が**払込期月**内に払い込まれない場合でも猶予期間があります。猶予期間は、保険料の払込方法<回数>により次のとおりとなります。

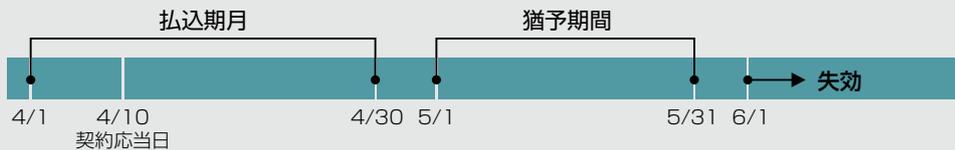
年払・半年払契約

払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の**契約応当日**(契約応当日がない場合は、その月の末日)まで。ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで



月払契約

払込期月の翌月初日から末日まで



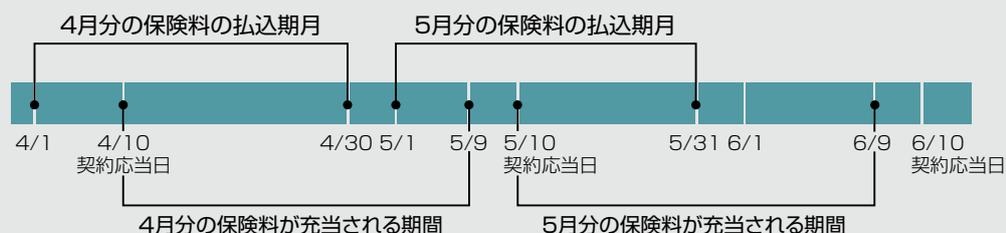
●第2回以後の保険料が猶予期間の満了日まで払い込まなかった場合には、ご契約の効力が失われます。(失効)

ただし、猶予期間内に払込がない場合でも、**保険料の自動貸付**が可能なときは、特に反対の申出がない限り、自動的に当社が保険料を貸し付けてご契約を有効に継続させます。

給付金支払の際の保険料の精算について

お支払いいただく保険料は、払込期月ごとの契約応当日から次の払込期月の契約応当日前日までの期間に充当されますが、保険料は払込期月ごとの契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

月払契約の例



→27ページ参照

払込期月については、「保険料の払込期月について」をご参照ください。

契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。特に「月単位の契約応当日」といったときは、各月ごとの契約日に対応する日を指します。

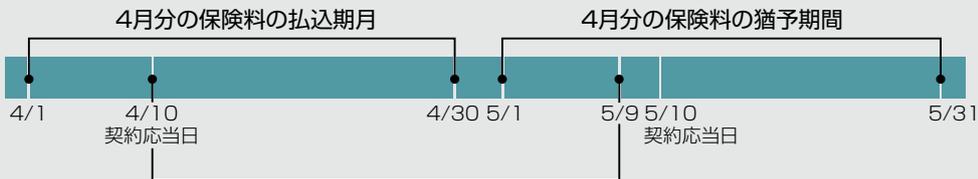
→32ページ参照

保険料の自動貸付については、「保険料の自動貸付」をご参照ください。

未払込保険料の精算

給付金の支払事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、未払込の保険料をお支払いする給付金から差し引きます。

月払契約の例

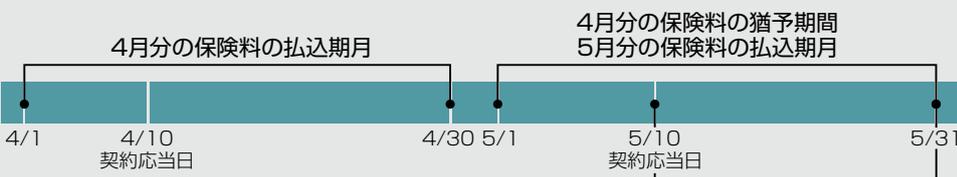


4月分の保険料が未払込のまま、4/10から5/9までの間に給付金の支払事由が発生した場合は、4月分の保険料をお支払いする給付金から差し引きます。

猶予期間中の場合の保険料の精算

月払契約で、**猶予期間**中の契約応当日以降に給付金の支払事由が発生した場合は、2ヵ月分の保険料をお支払いする給付金から差し引きます。

例



4月分・5月分の保険料が未払込のまま、5/10から5/31までの間に給付金の支払事由が発生した場合は、4月分・5月分の保険料をお支払いする給付金から差し引きます。

→28ページ参照

猶予期間については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

年払・半年払のご契約が消滅した場合の保険料の払戻について

保険料の払込方法＜回数＞が年払・半年払のご契約の場合、保険料をお払い込みいただいた後に、解約や給付金のお支払などによりご契約が途中で消滅(注1)したときは、すでにお払い込みいただいた保険料(注2)のうち、「ご契約が消滅した日の翌日以後最初に到来する月単位の**契約応当日**」から「ご契約が消滅した日を含む**保険料期間**の末日」までの月数に対応する保険料相当額を払い戻します。(注3)

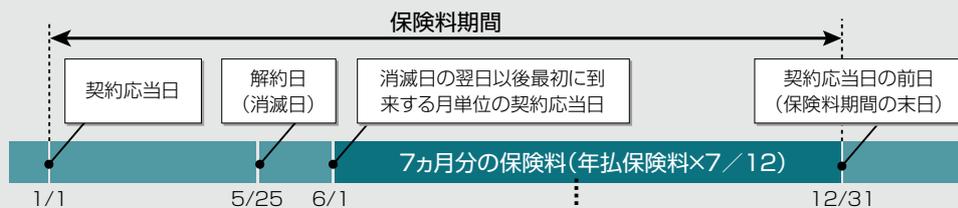
(注1) ご契約の消滅には、基準年金年額の減額を含みます。

(注2) 基準年金年額の減額によりご契約の一部が消滅する場合は、その消滅した部分に対応する保険料に限ります。

(注3) **契約転換制度**のご利用によりご契約が消滅する場合には、その保険料相当額を転換価格に充当します。

例

- 年払契約(契約応当日：1月1日)
- 1月に年払保険料をお払い込みいただいた後、5月25日にご契約を解約された場合



消滅日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日から、保険料期間の末日までの月数に対応する保険料相当額を払い戻します。

契約応当日とは

ご契約後の保険期間中に迎える毎年の、契約日に対応する日のことです。特に「月単位の契約応当日」といったときは、各月ごとの契約日に対応する日を指します。

保険料期間とは

払込期月中の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間をいいます。

なお、払込期月については、「保険料の払込期月について」(27ページ)をご参照ください。

契約転換制度とは

現在加入されているご契約の責任準備金や社員配当金などを新しいご契約の保険料の一部に充当して、保障内容を充実させる制度です。



保険料の払込方法＜回数＞が月払のご契約については、上記の「年払・半年払のご契約が消滅した場合の保険料の払戻」はありません。

2 効力を失った契約をもとに戻したい

ご契約が失効した場合でも、所定の期間内であれば復活の請求ができます。

ご契約の復活について

ご契約が失効してから3年以内であれば、当社の定める手続をとっていただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。

- ご契約の復活の際には、告知と復活にともなう所定の金額の払込が必要となります。
- 当社が復活を承諾した場合には、復活にともなう所定の金額を当社が受け取った時(告知前に受け取った場合は、告知の時)から、保険契約上の責任を開始します。



- 告知していただいた内容によっては復活できないことがあります。
- 解約を請求された後は復活できません。
- 「責任開始期に関する特約」が付加されたご契約で、第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合には、復活の取扱はありません。

3 保険料の払込が困難になったらときは

保険料の払込が困難になられた場合でも、次のような方法により、ご契約を継続いただけます。

保険料の自動貸付

一時的に保険料のご都合がつかないときは、保険料の自動貸付によりご契約を継続いただけます。

保険料の自動貸付の概要

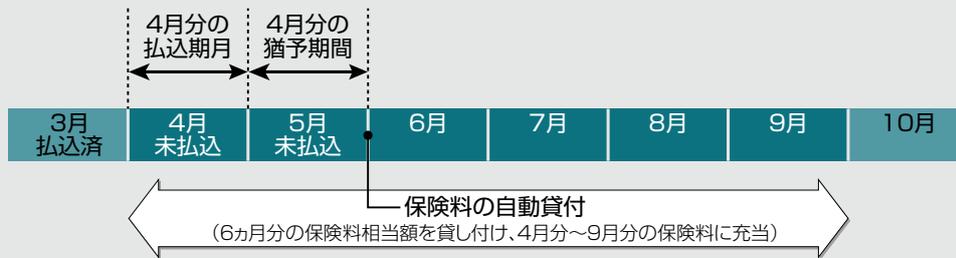
- 保険料の自動貸付とは、第2回以後の保険料の払込がないまま保険料払込の**猶予期間**を過ぎてしまった場合に、すぐにご契約が失効しないよう、**払戻金**の一定範囲内で自動的に保険料相当額を貸し付けて、これを保険料の払込に充当する制度です。
- 当社が貸し付けて保険料に充当する金額は、次のとおりです。

保険料の払込方法<回数>	当社が貸付・充当を行なう金額
月払契約の場合	未払込の月以後6ヵ月分の保険料(注)に相当する金額
年払契約または半年払契約の場合	未払込の保険料に相当する金額

(注)保険料の払込方法<経路>が口座振替扱の場合でも、口座振替扱契約に適用される料率ではなく、普通保険料率(集金扱の契約に適用される保険料率)を基準として計算します。

- 払戻金の額によっては、保険料の自動貸付を取り扱えないこともあります。

保険料の自動貸付の仕組み図(月払契約の場合の例)



- 4月分の保険料が猶予期間の満了日(5月31日)までに払い込まれなかった場合、6ヵ月分の保険料相当額を猶予期間の満了日に貸し付けたものとして、4月分~9月分の保険料に充当します。
- 自動貸付により保険料が充当された期間が終了した後(10月分以降)の保険料は、従来どおりの払込方法でお支払いいただけます。

- 団体月払のご契約の場合は、保険料の自動貸付は取り扱いません。

→28ページ参照

猶予期間については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

貸付金の利息とご返済について

- 当社が自動貸付によって保険料に充当した金額(以下「自動貸付金」といいます。)には当社所定の利息が付きます。
- 自動貸付金の利息は、当社所定の利率(貸付利率)で計算します。
貸付利率は毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、その利率を変更することがあります。
この場合、変更後の貸付利率の適用は次のとおりとします。

新規に自動貸付を行なうとき	1月見直しの場合は4月1日以降の自動貸付から、7月見直しの場合は10月1日以降の自動貸付から変更後の貸付利率を適用します。
すでに自動貸付を行なっているとき	1月見直しの場合は4月1日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から、7月見直しの場合は10月1日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の貸付利率を適用します。

- 適用される貸付利率については、当社ホームページ(<http://www.fukoku-life.co.jp>)の「主な諸利率一覧」をご参照ください。
- 自動貸付金はいつでも返済することができます(全額返済のほか、一部返済も取り扱います。)



- ご返済がないと、自動貸付金の元利金が払戻金額を超過して、ご契約の効力がなくなることがあります(失効)。計画的にご返済ください。
- 給付金のお支払やご契約の解約の際に自動貸付金の元利金がある場合は、給付金や払戻金からその元利金を差し引きます。そのため、お受け取りいただける給付金や払戻金の額は通常よりも少なくなります。
- 年金開始日に自動貸付金の元利金がある場合は、次のとおり取り扱います。
 - ・「個人年金保険料税制適格特約」が付加されている場合
お支払いする年金から元利金を差し引くか、年金の受取に代えて一時金として請求していただき、その一時金から元利金を差し引きます。
 - ・「個人年金保険料税制適格特約」が付加されていない場合
基本年金原資から元利金を差し引き、その残額をもとに新たに基準年金年額を定めます。ただし、新たな基準年金年額が当社所定の金額未満となる場合は、その残額を一時にお支払いし、年金はお支払いしません。

保険料の自動貸付を希望されない場合

- あらかじめ契約者から自動貸付の適用を希望しない旨の申出をいただいている場合には、保険料の自動貸付は行ないません(その場合、ご契約は猶予期間の満了日の翌日から失効します。)
- 猶予期間の満了日の翌日から3ヵ月以内にご契約の解約または払済年金保険への変更のご請求をいただいた場合は、自動貸付が行なわれなかったものとしてその請求の手続をします。



自動貸付を希望されない場合には、書面で担当者、最寄りの営業所、支社または本社へお申し出ください。

→28ページ参照

失効については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

払済年金保険への変更

途中から保険料を支払わずにご契約を有効に継続したいときは、ご契約を払済年金保険に変更することができます。

- ご契約の払戻金を一時払保険料に充当して、基準年金年額を減額した保険料払済の払済年金保険に変更します。



払済年金保険の基準年金年額が当社の定める金額に満たない場合には、払済年金保険への変更は取り扱いません。

基準年金年額の減額

お払い込みいただく保険料の額を少なくしたいときは、年金開始日前に限り、基準年金年額を減額することができます。

- 基準年金年額を減額したときは、減額分を解約したものとして取り扱います。



減額後の基準年金年額が当社の定める金額に満たない場合には、基準年金年額の減額は取り扱いません。

4 現金がご入用のときは

一時的にお金をご入用の場合には、所定の範囲内で貸付を受けることができます。

契約者貸付制度について

一時的にお金をご入用になった場合には、年金開始日前に限り、ご契約の**払戻金**の一定範囲内で資金をお貸しする「契約者貸付制度」をご利用いただくことができます。

- 貸付金に対する利息は、当社所定の利率(貸付利率)で計算します。
貸付利率は、毎年2回、1月および7月の最初の営業日に見直しを行ない、直前の利率変更後の金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、その利率を変更することがあります。貸付利率を変更する場合は、1月見直しの場合は4月1日から、7月見直しの場合は10月1日から、新規貸付および既貸付に対し変更後の利率を適用します。
- 適用される貸付利率については、当社ホームページ(<http://www.fukoku-life.co.jp>)の「主な諸利率一覧」をご参照ください。
- 貸付金はいつでも返済することができます(全額返済のほか、一部返済も取り扱います。)



- ご返済がないと、貸付金の元利金が払戻金額を超過して、ご契約の効力がなくなることがあります(失効)。計画的にご返済ください。
- 給付金のお支払やご契約の解約の際に貸付金の元利金がある場合は、給付金や払戻金からその元利金を差し引きます。そのため、お受け取りいただける給付金や払戻金の額は通常よりも少なくなります。
- 年金開始日に貸付金の元利金がある場合は、次のとおり取り扱います。
 - ・「個人年金保険料税制適格特約」が付加されている場合
お支払いする年金から元利金を差し引くか、年金の受取に代えて一時金として請求していただき、その一時金から元利金を差し引きます。
 - ・「個人年金保険料税制適格特約」が付加されていない場合
基本年金原資から元利金を差し引き、その残額をもとに新たに基準年金年額を定めます。ただし、新たな基準年金年額が当社所定の金額未満となる場合は、その残額を一時にお支払いし、年金はお支払いしません。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

5 給付金等を請求したい

被保険者が亡くなられたときなど、給付金等の支払事由が発生した際の手続等についてご案内します。

給付金の請求手続について

給付金の請求手続における流れは次のとおりです。
※請求内容によっては、手続が異なることがあります。

1 **お客さま** ご連絡いただく前にご確認ください

- 当社の保険証券および「ご契約のしおり一定款・約款」(当冊子)をお手元にご用意ください。(ご契約が複数ある場合は、全件ご用意ください。)
- ご連絡いただいた際、下記のような事項についてお伺いします。

【例】

被保険者が
亡くなられた場合

- ・保険証券に記載の記号・証券番号
- ・被保険者のお名前、生年月日
- ・亡くなられた日
- ・死亡原因(事故内容・傷病名など)
- ・亡くなられる前の入院、手術等の有無
- ・受取人のお名前とご連絡先

2 **お客さま** 請求人ご本人より当社にご連絡ください

- 担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターにご連絡ください。

3 **フコク生命** ご請求に必要な書類をお届けいたします

- 請求手続についてご案内し、必要な書類を郵送もしくはお届けいたします。

4 **お客さま** 必要書類をご準備ください

- お届けした書類の必要項目に請求人ご本人が記入、押印してください。
- ご案内した必要書類をすべてご準備ください。
- 必要書類がすべてととのいましたら、郵送にて提出してください。



診断書および公的書類の発行・お取寄せにかかる費用は、お客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

5



フコク生命

書類の内容を確認させていただきます

- ご提出いただいた書類(診断書など)の内容を確認し、ご契約の約款規定にしたがって、お支払の審査を行いません。
- 審査終了後、請求書にご記入いただいた送金方法にてお支払いします。



- 審査の過程において、治療の経過や内容・事故の状況等について不明瞭な点がある場合は、医療機関への確認も含め、詳細な事実の確認を行なうことがあります。その場合、当社職員または当社より委託した会社の担当者がお自宅等に訪問のうえ確認をいたします。
- 審査の結果、最終的にお支払いできないこともあります。

6



お客さま

支払内容をご確認ください

- お支払いした後、速やかに「お支払明細書」をお送りしますので、支払内容をご確認ください。

請求手続に必要な書類

請求手続に必要な書類については、下記の約款の別表をご参照ください。

主 契 約	災害死亡給付金付個人年金保険普通保険約款	別表 1 → 64ページ
特 約	指定代理請求特約	別表 → 67ページ

※当社は、上記の各別表に掲載した以外の書類の提出を求め、また掲載書類のうち一部の省略を認めることがあります。

- 契約者および死亡給付金受取人を法人や個人事業主とするご契約について、給付金をご請求いただく場合には、被保険者またはご遺族の請求内容確認書等についてもあわせて提出してください。



- 給付金の支払事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合やご不明な点がある場合などについても、担当者、最寄りの支社またはお客さまセンターにご連絡ください。
- 給付金の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の保険金・給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合にはご連絡ください。
- 当社からの手続に関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所等が変更となった場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求制度について

被保険者が受取人となる年金について、被保険者ご自身が請求できない事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した「指定代理請求人」が、被保険者の代理人として請求することができます。

代理請求できる場合

被保険者ご本人が年金を請求できない次のような事情がある場合、指定代理請求人から年金をご請求いただけます。

- 介護を必要とする状態で意思表示ができないため、年金を請求できない場合 など
- 指定代理請求人からのご請求に際しては、被保険者が請求できない特別な事情を示す書類を提出していただき、当社の承諾を得ることが必要となります。
- 年金を指定代理請求人にお支払いした場合には、その後被保険者ご本人からその年金についてご請求を受けても、重複してのお支払はしません。

指定代理請求人の指定について

「指定代理請求人」は、次の範囲内から1名ご指定いただけます。なお、指定代理請求人は年金の請求時においても、この範囲内であることが必要です。

- 被保険者の戸籍上の配偶者
 - 被保険者の直系血族
 - 被保険者の兄弟姉妹
 - 上記以外の被保険者の3親等内の親族(被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている方に限ります。)
- 契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。



故意に被保険者を年金の請求ができない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることはできません。

お願い

指定代理請求特約を付加された場合には、契約者から指定代理請求人となる方に対し、「指定代理請求人として指定されたこと」および「被保険者の代理人として年金を請求できること」を必ずお伝えください。

給付金等をお支払いできない場合

給付金等は約款の規定にもとづいてお支払いしますが、以下のように給付金等をお支払いできない場合があります。「お支払いする場合」「お支払いできない場合」の具体的な事例とあわせてご覧ください。

※詳細については、約款をご覧ください。

支払事由に該当しない場合

給付金が支払われるのは、約款に規定されている支払事由に該当した場合です。したがって、以下のように支払事由に該当しない場合は、給付金をお支払いすることはできません。

支払事由に該当しない場合の例

- 災害死亡給付金について、責任開始期前に生じた不慮の事故を原因とする場合

免責事由に該当した場合

約款に規定されている「給付金を支払わない場合」(免責事由)に該当した場合は、給付金の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。

免責事由の例

■死亡給付金の場合

- 被保険者が責任開始日から2年以内に自殺したとき
- 契約者または死亡給付金受取人の故意によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

■災害死亡給付金の場合

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき……………事例
- 死亡給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- 地震、噴火または津波によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

→56ページ参照

免責事由については、「免責事由について」をご参照ください。

事例

災害死亡給付金のお支払(被保険者の重大な過失による免責)

○ お支払いする場合

被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、死亡されたケース(被保険者の軽過失に該当)

✕ お支払いできない場合

被保険者が、危険であることを認識できる状況で、高速道路を逆走して対向車と衝突し、死亡されたケース
➡被保険者に重大な過失があるため、災害死亡給付金はお支払いできません。

解説

- 被保険者の重大な過失によって被保険者が死亡されたときは、災害死亡給付金の免責事由にあたるため、支払事由に該当していても、災害死亡給付金はお支払いできません。
 - 「重大な過失」とは、著しい不注意をいいます。重大な過失の判断は、客観的・一般的な角度から著しい不注意にあたるかどうか、個別的な特殊事情があるかどうかなどを考慮しながら慎重に行ないます。
- ※災害死亡給付金の免責事由に該当する場合でも、死亡給付金の免責事由に該当しないときは、死亡給付金の支払対象となります。

告知義務違反による解除の場合

契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、告知していただいた内容が事実と相違していた場合には、保険契約が告知義務違反により解除となり、給付金をお支払いできないことがあります。

➡11ページ参照

告知義務違反による解除については、「告知義務違反について」をご参照ください。

ご契約の失効の場合

ご契約が失効した場合には、失効中に給付金の支払事由に該当しても、これをお支払いすることはできません。

➡28ページ参照

失効については、「保険料払込の猶予期間とご契約の失効について」をご参照ください。

詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合

次のような場合、保険契約は取消または無効となり、給付金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料も払い戻しません。

- ①契約者または被保険者の詐欺により保険契約が締結(または復活)された場合
- ②契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的で保険契約を締結(または復活)したものと認められる場合

重大事由による解除の場合

次のような事由に該当し、保険契約が解除された場合には、それらの事由が発生した後に給付金等の支払事由に該当していても、これをお支払いすることはできません。

- ①契約者、被保険者(死亡給付金の場合は被保険者を除きます。)または死亡給付金受取人が、この保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で保険事故を招致(未遂を含みます。)したとき。
 - ②この保険契約の給付金の請求に関して、死亡給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
 - ③契約者、被保険者または給付金等の受取人が、反社会的勢力(注1)に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係(注2)を有していると認められるとき(注3)。
 - ④他の保険契約(他の保険会社等との間で締結された保険契約や共済契約を含みます。)が重大事由によって解除されるなど、当社の契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約を継続することを期待しえない上記①～③と同等の重大な事由があったとき。
- (注1)暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (注2)反社会的勢力に対する資金等の提供または便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行なうこと等をいいます。また、契約者または給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配または実質的な関与があることもいいます。
- (注3)③の事由にのみ該当した場合で、複数の給付金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、給付金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた給付金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。



本項に記載した事例の給付金を「お支払いする場合」の例でも、ご契約が失効している場合など、給付金をお支払いできないことがあります。

給付金・年金の支払期限および支払場所について

- 給付金・年金のご請求があった場合、当社は、**そのご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内**に本社でお支払いします。
- ただし、給付金・年金をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、下記のとおりお支払いします。

給付金・年金をお支払いするための確認等が必要な場合		支払期限
① 給付金・年金をお支払いするために確認が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・ 給付金の支払の免責事由に該当する可能性がある場合 ・ 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて45日以内
② 上記①の確認を行なうために特別な照会や調査が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関または医師に対する照会のうち、その照会先の指定する書面等の方法による照会が必要な場合 	ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて60日以内
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 弁護士法やその他の法令にもとづく照会が必要な場合 ・ 専門機関による医学・工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・ 契約者、被保険者または給付金・年金の受取人を被疑者として刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合において、その刑事手続の結果についての捜査機関や裁判所に対する照会が必要な場合 ・ 日本国外における調査が必要な場合 	ご請求に必要な書類が当社に到着した日の翌日からその日を含めて180日以内

- 給付金・年金をお支払いするための確認・照会・調査を行なう場合は、事前に給付金・年金の受取人に通知します。



給付金・年金をお支払いするための上記①②の確認等に際し、契約者、被保険者または給付金・年金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金・年金をお支払いしません。

ご請求に必要な書類が当社に到着した日とは

完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

→56ページ参照

免責事由については、「免責事由について」をご参照ください。

→11ページ参照

告知義務違反については、「告知義務違反について」をご参照ください。

→40・41ページ参照

重大事由、詐欺、不法取得目的については、「重大事由による解除の場合」「詐欺による取消または不法取得目的による無効の場合」をご参照ください。

6

給付金・年金の受取人の変更について知りたい

給付金・年金の受取人を変更する場合や受取人が死亡された場合の取扱についてご説明します。

死亡給付金受取人の変更について

- 契約者は、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。
- 死亡給付金受取人を変更される場合には、当社へ通知してください。
- 契約者は、法律上有効な遺言によっても、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、契約者が亡くなられた後、契約者の相続人から当社へ通知してください。
- 上記の遺言による死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。

年金受取人の変更について

- 契約者(年金開始後は年金受取人)は、被保険者の同意を得て、年金受取人を変更することができます。
- 年金受取人を変更される場合には、当社へ通知してください。
- 契約者(年金開始後は年金受取人)は、法律上有効な遺言によっても、年金受取人を変更することができます。この場合、契約者(年金開始後は年金受取人)が亡くなられた後、その相続人から当社へ通知してください。
- 上記の遺言による年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ効力を生じません。



- 死亡給付金受取人の変更は、給付金の支払事由の発生前に限り取り扱います。
- 年金受取人を変更する場合、変更後の年金受取人は契約者または被保険者のいずれかであることを要します。
- 当社が通知を受ける前に変更前の給付金・年金の受取人に給付金・年金をお支払いしたときは、その支払後に変更後の受取人から給付金・年金の請求を受けても、当社は重複してのお支払いはしません。

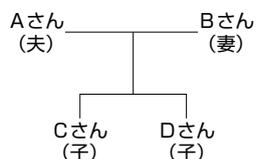
給付金・年金の受取人が死亡された場合

給付金・年金の受取人が死亡されたときは、すみやかに当社にご連絡ください。

- 新しい給付金・年金の受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 給付金・年金の受取人が亡くなられた時以後、給付金・年金の受取人の変更手続きがとられていない間は、給付金・年金の受取人の死亡時の法定相続人が給付金・年金の受取人となります。この場合、給付金・年金の受取人となった人が2人以上いるときは、給付金・年金の受取割合は均等とします。

例

契約者・被保険者…… Aさん
死亡給付金受取人…… Bさん



Bさん(死亡給付金受取人)が死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。

その後、Aさん(契約者・被保険者)が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんとDさんの給付金の受取割合は均等(それぞれ5割ずつ)となります。

※保険事故の発生形態によってさまざまな場合が生じることがありますので、お客さまセンターまたは最寄りの支社にご連絡ください。

7 契約を解約したい

ご契約を解約される前に、ぜひお客さまに知っておいていただきたい大切なお知らせです。

解約と払戻金について

解約をお考えのお客さまへの大切なお知らせ

ご契約は、老後の生活資金の準備やご家族の生活保障等のお役に立つ大切な財産ですから、ご継続をおすすめします。また、ご契約を途中で解約されると、多くの場合、**払戻金**はお払い込みいただいた保険料より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金はほとんどありません。

- 生命保険では、払い込まれる保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は年々の給付金の支払に、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。したがって、多くの場合、払戻金は払い込まれた保険料の総額よりも少なくなります。
※保険料払込期間が満了した後、すえ置期間中に解約された場合も、払戻金額が払い込まれた保険料の総額を下回ることがあります。
- 保険料の払込がないため効力が失われたご契約についても、払戻金をお支払いできる場合があります。
- 払戻金の額は、保険料払込期間、年金の型、経過年数などにより異なります。
- 年金開始日以後の解約は取り扱いません。

払戻金とは

ご契約が解約された場合などに、契約者にお支払いするお金のことをいいます。

8 契約者の債権者等から解約の請求があったときは

死亡給付金受取人による保険契約の存続(介入権)について

契約者が保険契約を差し押さえられたり破産した場合に、その差押債権者や破産管財人等(以下「債権者等」といいます。)が、払戻金を取得するために保険契約を解約することがあります。このような場合でも、死亡給付金受取人が所定の金額を債権者等に支払うことで保険契約を存続させることができます。

債権者等による解約について

契約者の債権者等による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。

死亡給付金受取人による保険契約の存続について

●契約者の債権者等が保険契約の解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時において以下のいずれかに該当する死亡給付金受取人は保険契約を存続させることができます。

- ①契約者の親族
- ②被保険者本人または被保険者の親族。ただし、契約者は除きます。

●死亡給付金受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1ヵ月を経過する日までの間に、以下のすべての手続を行なう必要があります。

- ①契約者の同意を得ること。
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと。
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること。(当社への通知についても期間内に行なうこと)

9 社員配当金について知りたい

社員配当金の計算や支払方法についてご説明します。

社員配当金について

社員配当金の計算

- 社員配当金は、毎年の決算により生じた剰余金をもとに、ご契約後3年目からお支払いします。
- 配当金額は、死差損益、利差損益および費差損益にもとづいて計算されます。

社員配当金の支払方法

■年金開始日までの社員配当金

- 当社所定の利率で計算した利息を付けて積み立てておき(「積立配当金」といいます。)、年金開始日に**積立年金**の一時払保険料に充当します。
- 年金開始日前に給付金、払戻金などをお支払いする場合には、積立配当金もあわせてお支払いします。
- 積立配当金は、途中で引き出すことができます。ただし、個人年金保険料税制適格特約が付加されたご契約については、積立配当金の引出はできません。
- 利息の計算に使用する利率(積立利率)は金利水準などにより変動します。適用される積立利率については、当社ホームページ(<http://www.fukoku-life.co.jp>)の「主な諸利率一覧」をご参照ください。

■年金開始日以後の社員配当金

- 増加年金**の一時払保険料に充当します。

特別配当

上記のほか、社員配当金として「特別配当」を、所定の条件を満たすご契約に対してお支払いすることがあります。



配当金額は変動(増減)し、運用実績によっては社員配当金が0となることもあります。

→55ページ参照

積立年金については、「年金支払期間および年金の型について」をご参照ください。

→55ページ参照

増加年金については、「年金支払期間および年金の型について」をご参照ください。

10 税金について知りたい

生命保険料控除および給付金・年金の税法上の取扱いについてご説明します。

生命保険料控除について

生命保険に加入されると、「生命保険料控除」(注)として、1年間の正味払込保険料の一定額を所得税と住民税の対象となる所得から控除することができ、その分税金が安くなります。

(注)生命保険料控除は、受取人が保険料負担者またはその配偶者その他の親族の場合に適用されます。

適用される生命保険料控除の区分について

生命保険料控除には「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の3種類の控除枠があり、保障内容に応じていずれかの保険料控除が適用されます。

今回ご加入いただく保険契約に適用される生命保険料控除の区分は、個人年金保険料税制適格特約^{*}が付加されている場合は「個人年金保険料控除」、個人年金保険料税制適格特約^{*}が付加されていない場合は「一般生命保険料控除」となります。

※個人年金保険料税制適格特約について

- 個人年金保険料税制適格特約を付加できるのは、災害死亡給付金付個人年金保険が次の条件のすべてを満たす場合に限りです。
 - ①年金受取人は、契約者またはその配偶者で、かつ、被保険者と同一であること。
 - ②保険料払込期間が10年以上であること。
 - ③年金支払期間が10年以上であること。
 - ④年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上であること。
- 個人年金保険料税制適格特約を付加した場合、契約内容の変更その他の取扱いについて次のような制限があります。詳細については、個人年金保険料税制適格特約の約款をご覧ください。
 - ①個人年金保険料税制適格特約の付加条件を満たさなくなるような契約内容の変更（年金受取人の変更、契約日から10年以内の払済年金保険への変更など）はできません。
 - ②積立配当金の途中引出はできません。
 - ③保険契約の内容変更の際の払戻金は、年金開始日まで当社に積み立てます。
 - ④個人年金保険料税制適格特約のみを解約することはできません。

控除額の計算方法について

「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」の各保険料控除ごとに、次表の算式で控除額を計算し、それらを合計して全体の控除額を算出します。ただし、合計で所得税12万円・住民税7万円が控除限度額となります。

■所得税の場合

各保険料控除における年間払込保険料(注)	控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ 40,000円以下のとき	20,000円+(年間払込保険料 -20,000円)×1/2
40,000円をこえ 80,000円以下のとき	30,000円+(年間払込保険料 -40,000円)×1/4
80,000円をこえるとき	一律 40,000円
「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」あわせて12万円が限度	

■住民税の場合

各保険料控除における年間払込保険料(注)	控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ 32,000円以下のとき	12,000円+(年間払込保険料 -12,000円)×1/2
32,000円をこえ 56,000円以下のとき	22,000円+(年間払込保険料 -32,000円)×1/4
56,000円をこえるとき	一律 28,000円
「一般生命保険料控除」「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」あわせて7万円が限度	

(注) **社員配当金**が支払われた(積み立てられた)ご契約については、払い込んだ保険料の合計額から支払われた(積み立てられた)配当金額を差し引いた残額が「年間払込保険料」となります。ただし、個人年金保険料税制適格特約が付加されている場合は、配当金額を差し引きません。

●当社が「生命保険料控除証明書」を発行しますので、申告のときまで大切に保管してください。

→46ページ参照

社員配当金については、「社員配当金について」をご参照ください。



上記は平成29年1月現在の税制にもとづくもので、今後税務の取扱が変わる場合もあります。

給付金・年金の税法上の取扱いについて

給付金の受取時の課税取扱い

契約内容	契約例			税の種類
	契約者(注)	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人で、 受取人が相続人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人が契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
	夫	子	夫	
契約者、被保険者、受取人が それぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

(注) 契約者が保険料を負担していることを前提として記載しています。契約者と保険料負担者が異なる場合は、上記とは課税関係が異なることがあります。

年金の受取時の課税取扱い

契約内容	契約例			税の種類
	契約者(注1)	被保険者	受取人	
受取人が契約者自身の場合	夫	夫	夫	毎年の年金受取時に雑所得として所得税が課税されます。
	夫	妻	夫	
受取人が契約者以外の場合	夫	妻	妻	年金受給権取得時に相続税法上の年金の受給権評価額に対して贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に雑所得として所得税が課税されます(注2)。

(注1) 契約者が保険料を負担していることを前提として記載しています。契約者と保険料負担者が異なる場合は、上記とは課税関係が異なることがあります。

(注2) 各年の年金収入金額のうち、非課税部分(年金受給権取得時に贈与税の課税対象となった部分)を除いた部分が所得税の課税対象となります。(第1回の年金に対する所得税は全額非課税となります。)

生命保険金の受取時の非課税の取扱い

契約者と被保険者が同一人で死亡給付金受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡給付金・災害死亡給付金(契約が複数ある場合には合算します。)について相続税法上一定の金額が非課税扱となります。



この取扱は平成29年1月現在の税制にもとづくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

『みらいプラス』の 商品内容について

1. みらいプラス
〔災害死亡給付金付個人年金保険〕について… 52 ページ
2. 免責事由について …………… 56 ページ

1

みらいプラス 〔災害死亡給付金付個人年金保険〕について

1

特長と仕組み

特長1 計画的な資金準備にお役立ていただけます。

年金支払期間中、あらかじめ定めた年金額を確実に受け取ることができるため、計画的な将来の資金準備にお役立ていただけます。
 なお、年金の受取に代えて、将来の**年金の現価**を一括してお受け取りいただくことも可能です。

特長2 ライフプランに合わせた資金準備が可能です。

保険料払込期間や、保険料払込期間満了から年金開始までの期間を柔軟に設定することができるため、ライフプランに合わせて将来の資金をご準備いただけます。

特長3 年金の型は2つのタイプから選択することができます。

年金の型は、年金の額が一定の<定額型>と年金開始後5年間の年金額を充実させた<前厚型>のいずれかを選択することができます。

特長4 「個人年金保険料控除」により税負担を軽減することができます。

個人年金保険料税制適格特約を付加されますと、お払い込みいただく保険料は、一般の生命保険料控除とは別枠で、所得税法に定める「**個人年金保険料控除**」として所得控除の適用を受けることができます。これにより、毎年の所得税・住民税の負担が軽くなります。

年金の現価とは

将来の年金をお支払いするために現在必要な金額のことをいいます。(将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。)

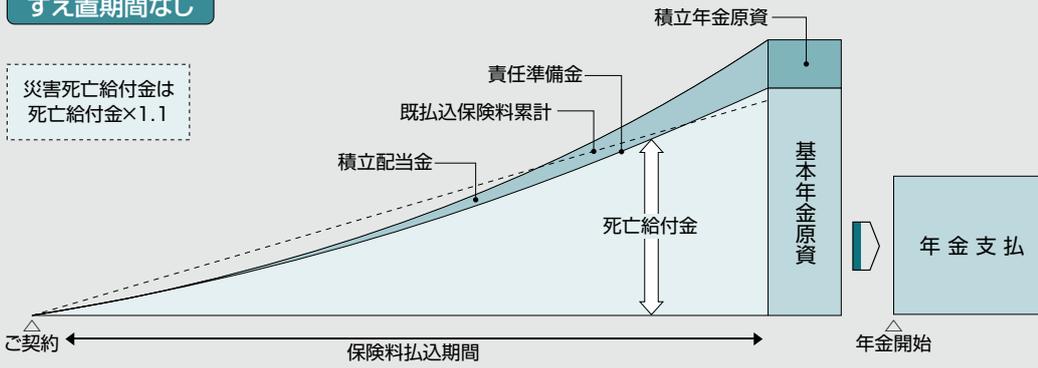
→47ページ参照

個人年金保険料控除については、「生命保険料控除について」をご参照ください。

仕組図

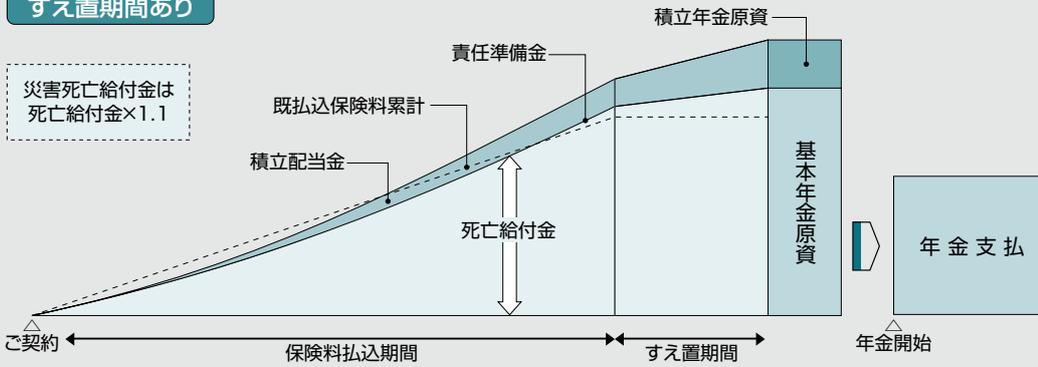
すえ置期間なし

災害死亡給付金は
死亡給付金×1.1



すえ置期間あり

災害死亡給付金は
死亡給付金×1.1



ご契約にあたって

こんなときは

「みらいプラス」の商品内容について

2 お支払いする給付金・年金

災害死亡給付金付個人年金保険

年金開始日前と年金開始日以後で給付内容が異なります。
お支払いする給付金・年金は次のとおりです。

給付金・年金の名称	給付金・年金をお支払いする場合 (支払事由)	支払額	受取人	
年金開始日前	死亡給付金	被保険者が死亡されたとき。 ただし、災害死亡給付金が支払われる場合を除きます。	被保険者が死亡された時までの経過年月数により計算した責任準備金相当額	死亡給付金受取人
	災害死亡給付金	被保険者が次のいずれかを直接の原因として死亡されたとき。 ・責任開始期以後に発生した 不慮の事故 (その事故の日から180日以内の死亡に限ります。) ・責任開始期以後に発病した所定の感染症	上記死亡給付金額の1.1倍の金額	
年金開始日以後	年金	被保険者が年金支払期間中の 年金支払日 に生存されているとき。	<定額型年金の場合> 毎年の基本年金は、基準年金年額と同一 <前厚型年金の場合> ・第1回から第5回までの基本年金は、基準年金年額と同一 ・第6回以後の基本年金は、基準年金年額の50%相当額	年金受取人
		被保険者が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡されたとき。	年金支払期間中の未払 年金の現価	

(注)被保険者が死亡された場合にお支払いする上記未払**年金の現価**は、年金受取人が被保険者の場合は、被保険者の死亡時の法定相続人にお支払いします。

- 所定の感染症とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項から第4項に規定されている疾病のうち次のものをいいます。

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるもの)、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

- 年金の受取に代えて、将来の**年金の現価**を一括してお受け取りいただくこともできます。この場合、保険契約は一括支払が行なわれた時に消滅します。
- 年金開始日以後、年金受取人は、契約者から保険契約上の一切の権利・義務を承継します。

→66ページ参照

不慮の事故については、災害死亡給付金付個人年金保険「別表2 対象となる不慮の事故」をご参照ください。

年金支払日とは

年金開始日(=第1回年金支払日)およびその後に来る年金支払期間中の年金開始日の毎年の応当日をいいます。

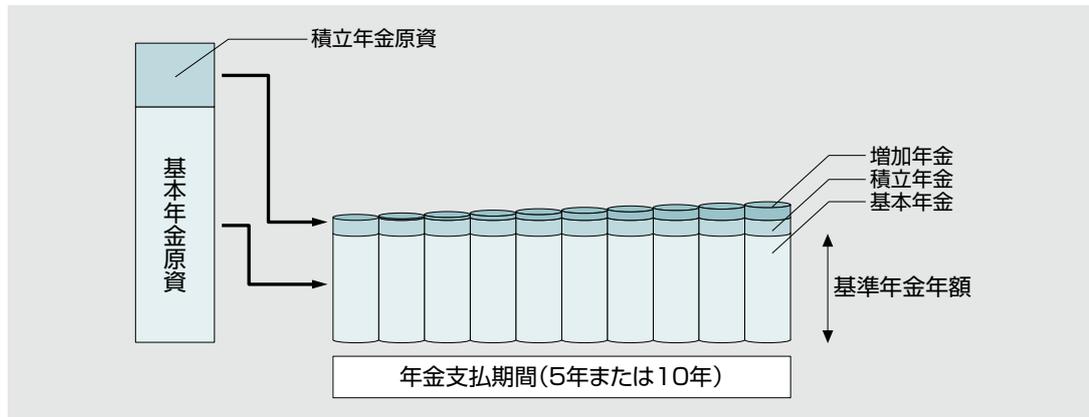
年金の現価とは

将来の年金をお支払いするために現在必要な金額のことをいいます。(将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。)

年金支払期間および年金の型について

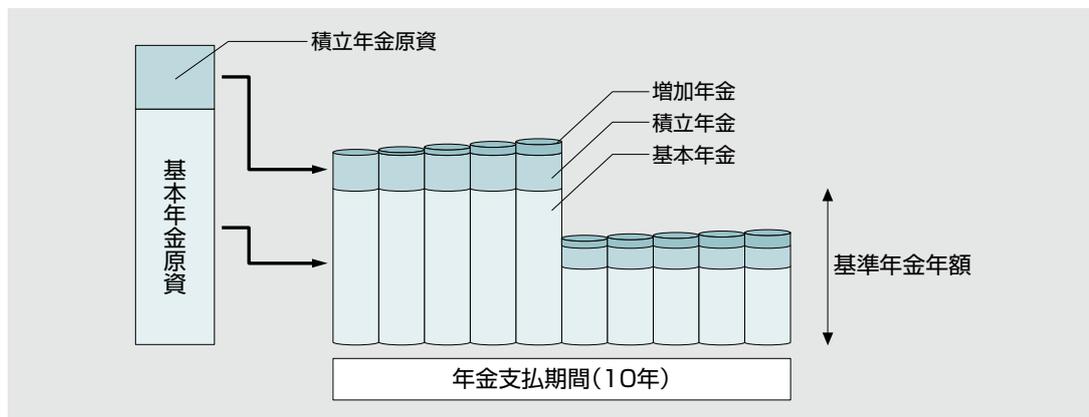
- 年金支払期間および年金の型は、次の中から選択することができます。

5年・10年確定年金(定額型)



- あらかじめ定めた年金支払期間(5年または10年)中、年金をお支払いします。
- 毎年の基本年金の支払額は、基準年金年額と同額とします。
- 年金支払期間中に被保険者が死亡された場合は、残りの年金支払期間の未払**年金の現価**を一括してお支払いします。

10年確定年金(前厚型)



- 10年間の年金支払期間中、年金をお支払いします。
- 第1回から第5回までの基本年金の支払額は基準年金年額と同額、第6回以後の基本年金の支払額は基準年金年額の50%相当額となります。
- 年金支払期間中に被保険者が死亡された場合は、残りの年金支払期間の未払**年金の現価**を一括してお支払いします。

積立年金とは

年金開始日以前の積立配当金により買増される年金をいいます。

増加年金とは

年金開始日以後の配当金により買増される年金をいいます。

年金の現価とは

将来の年金をお支払いするために現在に必要な金額のことをいいます。(将来の年金額を所定の利率で割り引いて計算します。)

2 免責事由について

免責事由(給付金をお支払いできない場合)

約款に規定されている免責事由(給付金をお支払いできない場合)に該当した場合は、給付金の支払事由に該当しても、給付金のお支払いはできません。免責事由の詳細については、約款をご覧ください。

■ 給付金をお支払いできない場合

給付金	主 契 約	お支払いできない場合
死亡給付金	災害死亡給付金付個人年金保険	➡ ① をご覧ください
災害死亡給付金		➡ ② をご覧ください

① 死亡給付金の免責事由

- 被保険者が**責任開始日**(復活が行なわれた場合には、最後の復活の際の責任開始日)から2年以内に自殺したとき。(注1)
- 契約者の故意によるとき。
- 死亡給付金受取人の故意によるとき。(注2)
- 戦争その他の変乱によるとき。(注3)

(注1) 精神障害などによる自殺については、死亡給付金をお支払いする場合がありますので、当社へお問合わせください。

(注2) 一部の受取人の故意によるときは、その受取人以外の受取人に残額をお支払いします。

(注3) 該当する被保険者数の増加が保険契約の計算基礎に及ぼす影響が少なく当社が認めたときは、死亡給付金をお支払いします。

② 災害死亡給付金の免責事由

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
- 死亡給付金受取人の故意または重大な過失によるとき。(注1)
- 被保険者の犯罪行為によるとき。
- 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
- 地震、噴火または津波によるとき。(注2)
- 戦争その他の変乱によるとき。(注2)

(注1) 一部の受取人の故意または重大な過失によるときは、その受取人以外の受取人に残額をお支払いします。

(注2) 該当する被保険者数の増加が保険契約の計算基礎に及ぼす影響が少なく当社が認めたときは、災害死亡給付金を全額または削減してお支払いします。



免責事由に該当する場合以外にも、支払事由に該当しない場合や告知義務違反により契約が解除になる場合など、給付金等をお支払いできない場合があります。あわせて「給付金等をお支払いできない場合」もご参照ください。

責任開始日とは

ご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期を含む日を責任開始日といいます。

➡31ページ参照

復活については、「ご契約の復活について」をご参照ください。

➡39ページ参照

「給付金等をお支払いできない場合」

定 款

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

定 款

(平成27年7月2日改正)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当社は富国生命保険相互会社という。英文では、FUKOKU MUTUAL LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

(目 的)

第2条 当社は次に掲げる業務を行なうことを目的とする。

- (1) 生命保険業
- (2) 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行なう者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行なうことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行なうことのできる業務
- (4) その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

(事務所の所在地)

第3条 当社は本社を東京都千代田区におき必要の地に從たる事務所を設けることができる。

(機 関)

第4条 当社は、総代会および取締役のほか、次の機関をおく。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

2 当社は、前項に定めるもののほか、次の機関をおく。

- (1) 総代候補者選考委員会
- (2) 評議員会

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行なう。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 基 金

(基金の総額)

第6条 当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1,160億円とする。

(基金の拠出者の権利)

第7条 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める期日に、基金の償却を行なう。ただし、当社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行なうことがある。

- 2 後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行なう。
- 3 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める利率で計算した基金利息を支払う。

(基金の償却の方法)

第8条 当社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積立てる。

- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行ない、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振替える。
- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第36条の処分において基金償却積立金を積立て、これと同額の基金の償却を行なうことができる。

第3章 社 員

(社員の範囲)

第9条 当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。

- 2 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。ただし、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に從うものとする。

(社員の責任)

第10条 社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

(社員の権利義務の承継)

第11条 社員は当会社の承諾を得て、他人にその権利義務を承継させることができる。

(退社員の権利)

第12条 退社した社員は当会社に対して保険約款に定められたもののほか、何等の権利を有しない。

第4章 総代会

(総代会の設置)

第13条 当会社には、社員総会に代わるべき機関として総代会をおく。

(総代会の構成、総代の選出)

第14条 総代会は、社員のうちから選挙により選出された総代で構成する。

2 前項の規定にかかわらず、選挙に代えて第22条の総代候補者選考委員会が総代候補者を選定して推薦に関する公告を行ない、各総代候補者に対して社員が信任投票（以下「社員投票」という。）を行なう方法により総代を選出することができる。

3 前2項の選挙または社員投票を行なうときは、選挙期日（前項の場合には投票締切日をいう。）の属する事業年度中の5月末日に社員である者をもって、選挙または社員投票を行なう権利を有する社員とみなす。

4 社員投票において、各総代候補者について信任を可としない投票を行なった社員の数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しないときは公告事項は承認され、候補者は総代として確定する。

5 社員投票において、信任を可としない投票を行なった社員の数が社員投票の権利を有する社員の10分の1以上に達した総代候補者があるときは、その員数について改めて本条の規定により総代を選出する。ただし、その員数が総代候補者総数の10分の1以下のときは、この限りではない。

6 前項の選出または第17条第2項の補欠選挙を行なうときは、社員投票を行なう権利を有する社員に関する事項を公告する。

7 総代の選挙に関する細則は総代会の決議により別にこれを定める。

(選挙権または投票権)

第15条 社員は、総代の選出について各々1個の選挙権または投票権を有する。

(総代の任期)

第16条 総代の任期は4年とし、重任を妨げない。ただし、通算8年を限度とする。

2 総代は総代会の決議でこれを解任することができる。ただし、総代の2分の1以上が出席した総代会でその4分の3以上の同意を要する。

(総代の定数)

第17条 総代の定数は120名とする。

2 総代に欠員を生じてても、定数の半数を下回らない間は補欠選挙はこれを行なわない。ただし、必要があるときはこれを行なうことができる。

3 補欠者として選出された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(定時総代会の開催)

第18条 定時総代会は毎決算期日の翌日より4ヵ月以内にこれを開く。

(総代の議決権)

第19条 総代は、総代会において、各々1個の議決権を有する。

(総代会の議長)

第20条 総代会では社長が議長となる。

2 社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第21条 総代会の決議は、法律またはこの定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の3分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により決する。

2 総代は、他の総代を代理人として、その議決権を行使することができる。

第5章 総代候補者選考委員会

(総代候補者選考委員会)

第22条 総代を推薦の方法により選出する場合は、当会社に総代候補者選考委員会をおく。

2 総代候補者選考委員会は、総代候補者を選定し推薦する。

3 総代候補者選考委員会は、当会社が推薦し総代を選挙すべき年の前々年の定時総代会で選任された総代候補者選考委員

12名以内で構成する。

4 総代候補者選考委員の任期は、当該選挙が終了する時までとする。

第6章 評議員会

(評議員会)

第23条 当社には経営の適正を期するため評議員会をおく。

- 2 評議員会は、当社が推薦し総代会で選任された評議員12名以内で構成する。ただし、その推薦する評議員には社員のほか学識経験者を加えることができる。
- 3 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。
- 4 評議員会は、当社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から書面で提出された会社経営に関する事項を必要に応じて審議する。
- 5 前項により審議した事項については、次の総代会において報告しなければならない。
- 6 評議員会に関する規則は別にこれを定める。

第7章 取締役および取締役会

(取締役)

第24条 当社の取締役の員数は15名以内とする。

- 2 取締役は総代会において選任する。
- 3 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。

(取締役会)

第25条 取締役会は取締役全員をもって組織する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までにそれぞれ発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
- 3 取締役会に関する事項は、法令および本定款の定めるところのほか、取締役会で定める取締役会規則による。
- 4 当社は取締役の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役、役付取締役等)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名をおくことができる。
- 3 取締役会は、その決議によって相談役若干名をおくことができる。

(業務執行取締役等以外の取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等以外の取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、総代会の決議によって定める。

第8章 監査役および監査役会

(監査役)

第29条 当社の監査役の員数は5名以内とする。

- 2 監査役は総代会において選任する。
- 3 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会終結の時までとする。
- 4 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 5 監査役は取締役会に出席し、必要と認めたときは意見を述べなければならない。

(監査役会)

第30条 監査役会は監査役全員をもって組織する。

- 2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
- 3 監査役会に関する事項は、法令および本定款の定めるところのほか、監査役会で定める監査役会規則による。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役との責任限定契約)

第32条 当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、総代会の決議によって定める。

第9章 計 算

(決算期日)

第34条 当社の決算期日は毎年3月末日とする。

(損失填補準備金)

第35条 当社は、損失填補準備金を1,160億円まで積立てるものとする。

(剰余金の処分)

第36条 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失填補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積立て、その残額を別途準備金、その他の任意積立金、次期への繰越金に処分することができる。

2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積立てる金額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額の100分の20以上とする。

(社員配当金)

第37条 社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従ってこれを配当する。

(次年度繰越)

第38条 前条により配当すべき社員配当準備金は、総代会の決議によりその全部または一部を次期へ繰越することができる。

(損失填補の順序)

第39条 決算において不足を生じたときは、別途準備金、その他の任意積立金、社員配当平衡積立金、社員配当準備金、基金償却準備金、損失填補準備金、基金償却積立金の順序でこれを填補する。

第10章 雑 則

(定款変更)

第40条 この定款の変更は、総代の2分の1以上が出席した総代会において、出席した総代の議決権の4分の3以上の多数により決する。

附 則

(平成23年7月5日付改正に関する経過措置)

第1条 第1号の経過措置を設け、第2号に定める時をもって本条の規定を削除する。

- (1) 平成23年度の基金の拠出者について、第7条第1項の基金拠出契約に定める期日は、拠出日から5年以内とする。
- (2) 平成23年度に募集した基金の全額が償却された時。

(平成26年7月2日付改正に関する経過措置)

第2条 第1号の経過措置を設け、第2号に定める時をもって本条の規定を削除する。

- (1) 平成26年度の基金の拠出者について、第7条第1項の基金拠出契約に定める期日は、拠出日から5年以内とする。
- (2) 平成26年度に募集した基金の全額が償却された時。

(平成26年7月2日付改正に関する経過措置)

第3条 第1号および第2号の経過措置を設け、第3号に定める時をもって本条の規定を削除する。

- (1) 第6条に定める基金の総額のうち、1,060億円を超える額については、平成27年3月31日までの当社の決定した日を払込期日とする基金の募集を当社が行なった場合に、その払込期日に効力が生じるものとする。
- (2) 経済情勢の変化その他やむを得ない事情により、前号に定める払込期日までに払込みのあった基金の額と1,060億円の合計額が1,160億円に満たない場合には、第6条に定める基金の総額および第35条に定める損失填補準備金の積立限度額は、その払込期日から平成26年7月2日以降最初に開催される総代会の開催日までに限り当該合計額に変更されるものとし、当該開催日以降の基金の総額および損失填補準備金の積立限度額は、当該総代会において決定する。
- (3) 前号の総代会の終結の時。

約款の抜粋

約款のうち、給付金の支払いに関わる別表などを抜粋して記載しています。

災害死亡給付金付個人年金保険	64
指定代理請求特約	67

約款の全文は、当社ホームページから閲覧することができます。
詳しくは、「Web 約款について」(73ページ)をご覧ください。

災害死亡給付金付個人年金保険

別表1 請求書類

項 目	必 要 書 類
1 年金の支払 (第7条)	ア. 第1回の年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 保険証券
	イ. 第2回以降の年金の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 年金証書
	ウ. 被保険者の死亡による未払年金の現価の場合 (1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (5) 年金証書
2 死亡給付金の支払 災害死亡給付金の支払 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 不慮の事故であることを証する書類（災害死亡給付金の支払の場合に限ります。） (4) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 死亡給付金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (6) 保険証券
3 年金の一括支払 (第7条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑登録証明書 (4) 年金証書
4 保険契約の復活 (第19条)	(1) 会社所定の申込書 (2) 会社所定の告知書
5 社員配当金の支払 (第23条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
6 払戻金の支払 (第25条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
7 保険料払込方法の変更 (第26条)	(1) 会社所定の請求書

8	保険料払込期間の変更 (第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者についての会社所定の告知書（保険料払込期間の変更および原保険契約への復帰の場合）
9	払済年金保険への変更 (第28条)	
10	基準年金年額の減額 (第29条)	
11	原保険契約への復帰 (第30条)	
12	年金の型の変更 (第31条)	
13	年金開始日の変更 (第32条)	
14	年金支払期間の変更 (第33条)	
15	契約者の変更 (第34条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑登録証明書 旧契約者死亡の場合 ア. 旧契約者の除籍抄本 イ. 相続人の印鑑登録証明書 ウ. 旧契約者の相続関係がわかる戸籍謄本 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
16	年金受取人の変更 (第36条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（年金開始日以後は、年金受取人）の印鑑登録証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 被保険者の同意書
17	死亡給付金受取人の変更 (第37条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券 (4) 被保険者の同意書
18	遺言による年金受取人、 死亡給付金受取人の変更 (第38条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 遺言書 (3) 遺言書が検認されたことを証する書類 (4) 旧契約者（年金開始日以後は、年金受取人）の除籍抄本 (5) 申出人の印鑑登録証明書 (6) 申出人と旧契約者（年金開始日以後は、年金受取人）との相続関係を証する戸籍謄本 (7) 保険証券または年金証書 (8) 被保険者の同意書
19	契約者に対する貸付 (第41条)	(1) 会社所定の申込書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 保険証券
20	死亡給付金受取人による 保険契約の存続 (第50条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 死亡給付金受取人が第50条第2項の金額を債権者等に支払ったことを証する書類 (3) 死亡給付金受取人が契約者または被保険者の親族の場合は、契約者または被保険者との親族関係を証する書類 (4) 死亡給付金受取人の印鑑登録証明書 (5) 保険証券 (6) 契約者の同意書
(注)会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故をいい、「急激」、「偶発」および「外来」の定義は表(1)によるものとします。ただし、表(2)の事故は対象となる不慮の事故から除外します。

表(1) 急激、偶発および外来の定義

	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいい、被保険者の故意にもとづくものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

(備考) 急激かつ偶発的な外来の事故に該当する例、該当しない例は次のとおりです。

該当する例	該当しない例
<p>次のような事故は、表(1)の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息 	<p>次のような事故は、表(1)の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高山病におけるその原因 ・乗物酔いにおけるその原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表(2) 除外する事故

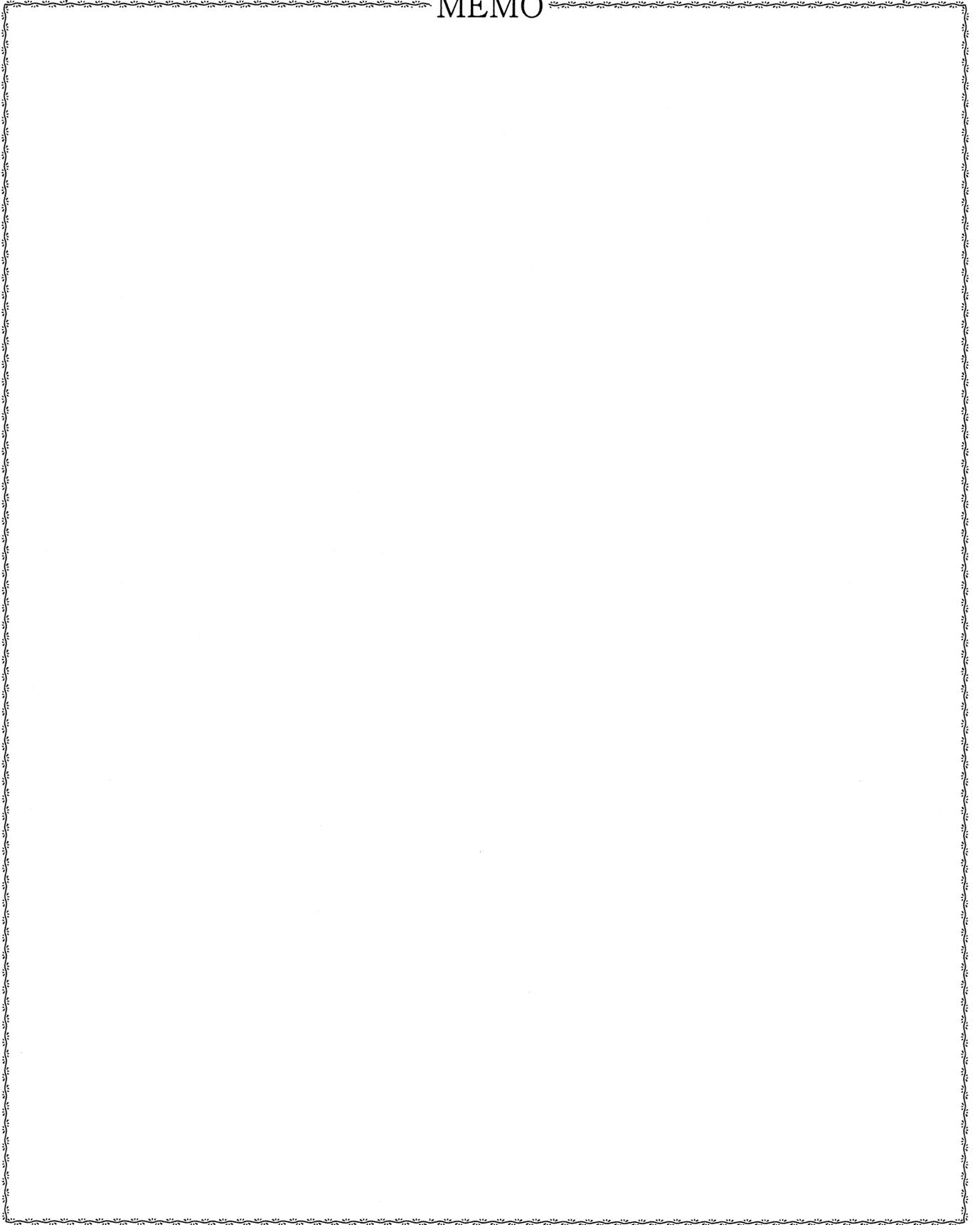
① 疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
② 疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
③ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
④ 気象条件による過度の高温による事故（日射病・熱射病などの原因となったものをいいます。）
⑤ 次の症状の原因となった事故 <ul style="list-style-type: none"> ア. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など イ. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ウ. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

指定代理請求特約

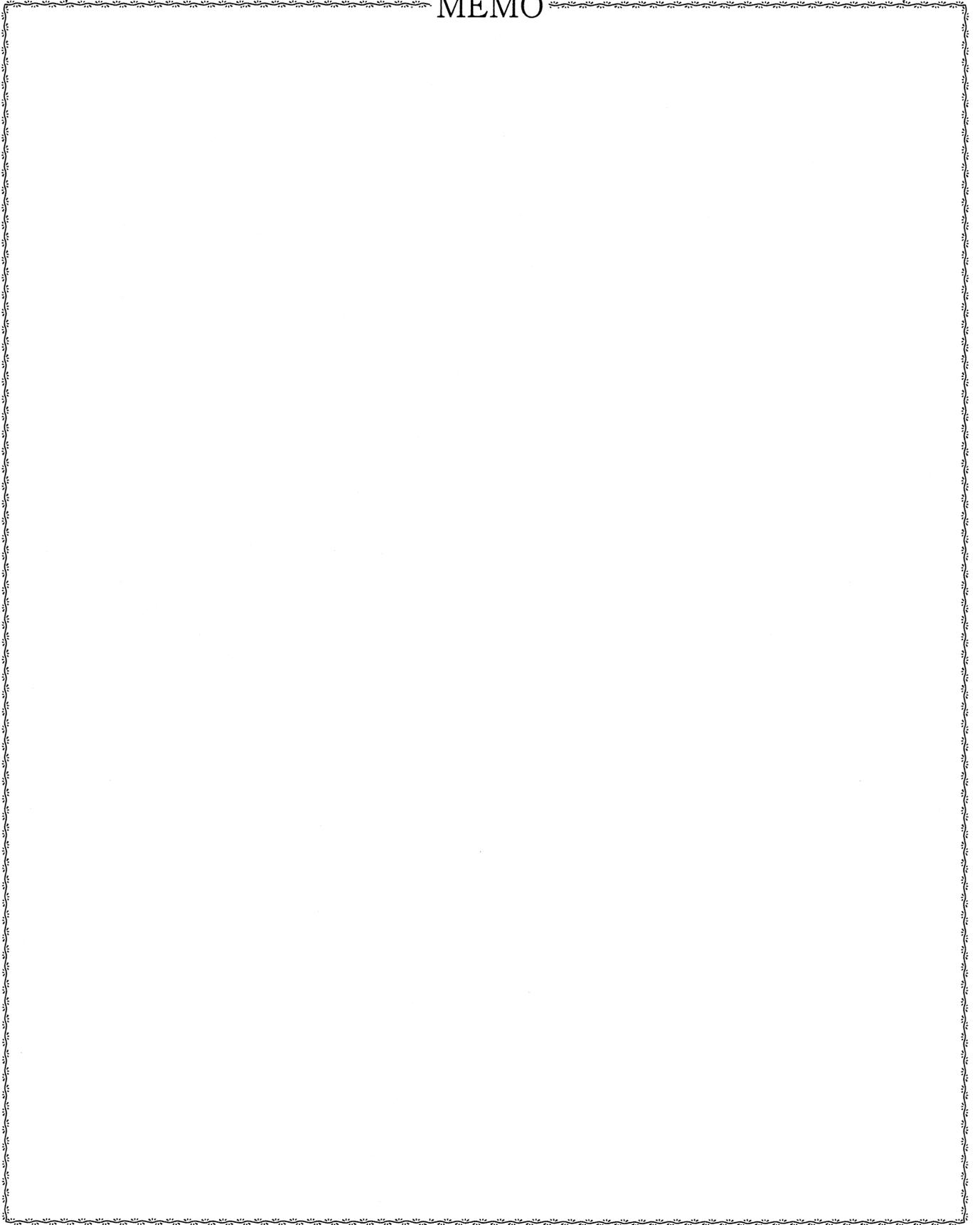
別表 請求書類

	項 目	必 要 書 類
1	保険金等の指定代理請求 (第3条)	(1) 主約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 主契約の被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票および印鑑登録証明書 (4) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し（指定代理請求人が主契約の被保険者と生計を一にしていることを証する必要がある場合）
2	指定代理請求人の指定、指定の撤回 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑登録証明書 (3) 主契約の被保険者の同意書 (4) 保険証券
(注) 会社は、上記の書類の一部の省略を認め、または上記の書類以外の書類の提出を求めることがあります。		

MEMO



MEMO



お問い合わせやご相談にご利用ください

(本社・支社の所在地)

生命保険に関するお手続きやお問い合わせにつきましては

フコク生命 お客様センター

 0120-259-817

[受付時間 平日 9:00~17:00 (12/30~1/3を除く)]

■ 本社 お客様窓口(本社ビル) 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2 ☎03-3508-1101(大代表)
お客様窓口(大阪富国生命ビル4F) 〒530-0018 大阪府大阪市北区小松原町2-4 ☎0120-259-817(お客様センター)

■ 千葉ニュータウン本社 〒270-1352 千葉県印西市大塚2-10 ☎0476-47-5111(代表)

●支社

旭川支社

〒070-0034 旭川市4条通10-2234-1 ☎0166-26-2468

札幌支社

〒060-0034 札幌市中央区北4条東1-2-3 ☎011-221-1373

函館支社

〒040-0001 函館市五稜郭町33-1 ☎0138-53-5570

帯広支社

〒080-0010 帯広市大通南10-8 ☎0155-23-4738

北見支社

〒090-0045 北見市北5条西1-2 ☎0157-24-8111

青森支社

〒030-0861 青森市長島2-10-3 ☎017-776-2194

盛岡支社

〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通15-19 ☎019-623-5345

仙台支社

〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-2-1 ☎022-222-0718

秋田支社

〒010-0001 秋田市中通2-2-21 ☎018-832-2076

山形支社

〒990-0043 山形市本町2-1-2 ☎023-631-3583

福島支社

〒963-8877 郡山市堂前町6-7 ☎024-932-2888

水戸支社

〒310-0026 水戸市泉町1-1-4 ☎029-221-2384

宇都宮支社

〒320-0811 宇都宮市大通り1-2-11 ☎028-622-0614

前橋支社

〒371-0023 前橋市本町2-15-10 ☎027-224-3783

埼玉支社

〒330-0845 さいたま市大宮区仲町2-75 ☎048-641-0761

千葉支社

〒260-0031 千葉市中央区新千葉1-4-3 ☎043-441-7575

横浜支社

〒231-0011 横浜市中区太田町6-87 ☎045-641-5851

京浜支社

〒210-0014 川崎市川崎区貝塚1-1-3 ☎044-245-1161

湘南支社

〒251-0025 藤沢市鵜沼石上2-5-2 ☎0466-26-5611

甲府支社

〒400-0031 甲府市丸の内1-16-14 ☎055-235-7281

東京支社

〒103-0027 中央区日本橋2-3-4(日本橋プラザビル) ☎03-3277-3100

新宿支社

〒160-8368 新宿区西新宿1-23-7(新宿ファーストウエストビル) ☎03-5323-5580

東京東支社

〒120-0034 足立区千住3-98-2(千住ミルディスⅡ番館) ☎03-3870-8011

池袋支社

〒170-0013 豊島区東池袋3-4-3(NBF池袋イースト) ☎03-3984-2684

東京湾岸支社

〒135-0016 江東区東陽3-23-21(プレミア東陽町ビル) ☎03-5632-6720

立川支社

〒190-0012 立川市曙町2-8-18(東京建物ファール立川ビル) ☎042-526-5300

町田支社

〒194-0021 町田市中町1-1-16(東京建物町田ビルディング) ☎042-726-1720

新潟支社

〒951-8125 新潟市中央区学校裏町31-1 ☎025-222-4166

富山支社
〒930-0004 富山市桜橋通り6-13 ☎076-432-2750

金沢支社
〒920-0853 金沢市本町2-11-7 ☎076-263-8851

福井支社
〒910-0018 福井市田原1-1-20 ☎0776-24-2322

松本支社
〒390-0874 松本市大手2-3-18 ☎0263-32-1963

岐阜支社
〒500-8842 岐阜市金町8-1(フロンティア丸杉ビル)
☎058-264-4108

静岡支社
〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9 ☎054-255-3331

浜松支社
〒430-0935 浜松市中区伝馬町311-14(浜松てんまビル)
☎053-454-9466

名古屋支社
〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-16-15 ☎052-231-8791

三重支社
〒514-0028 津市東丸之内22-14 ☎059-226-1966

大津支社
〒520-0047 大津市浜大津2-1-36 ☎077-522-0083

京都支社
〒600-8008 京都市下京区四条通東洞院角長刀鉾町33
☎075-221-7231

大阪北支社
〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-25(ハービスO S A K A オフィスタワー)
☎06-6343-9333

大阪南支社
〒556-0017 大阪市浪速区湊町1-4-38(近鉄新難波ビル)
☎06-6649-8153

神戸支社
〒651-0086 神戸市中央区磯上通7-1-30 ☎078-261-0445

奈良支社
〒630-8224 奈良市角振町6-1 ☎0742-21-7080

和歌山支社
〒640-8106 和歌山市三木町中ノ丁15 ☎073-431-3291

鳥取支社
〒680-0846 鳥取市扇町7 ☎0857-23-2041

松江支社
〒690-0843 松江市末次本町11 ☎0852-21-4063

岡山支社
〒700-0822 岡山市北区表町1-6-20 ☎086-225-2571

広島支社
〒730-0036 広島市中区袋町4-21 ☎082-247-2590

山口支社
〒747-0035 防府市栄町1-5-1(ルルサス防府) ☎0835-22-4875

徳島支社
〒770-0847 徳島市幸町1-44 ☎088-623-0211

高松支社
〒760-0027 高松市紺屋町2-6 ☎087-851-2062

松山支社
〒790-0011 松山市千舟町4-6-1 ☎089-921-6893

高知支社
〒780-0870 高知市本町4-1-8 ☎088-873-2111

北九州支社
〒802-0018 北九州市小倉北区中津口1-1-8 ☎093-551-0412

福岡支社
〒812-0025 福岡市博多区店屋町8-30 ☎092-291-4151

佐賀支社
〒840-0832 佐賀市堀川町1-14 ☎0952-24-6291

長崎支社
〒850-0056 長崎市恵美須町2-3 ☎095-822-3444

熊本支社
〒860-0806 熊本市中央区花畑町12-24 ☎096-354-9090

大分支社
〒870-0034 大分市都町1-1-21 ☎097-532-3729

宮崎支社
〒880-0806 宮崎市広島1-18-12 ☎0985-24-2603

鹿児島支社
〒892-0847 鹿児島市西千石町11-25 ☎099-226-8555

沖縄支社
〒900-0015 那覇市久茂地2-8-1(JEI那覇ビル) ☎098-866-1047

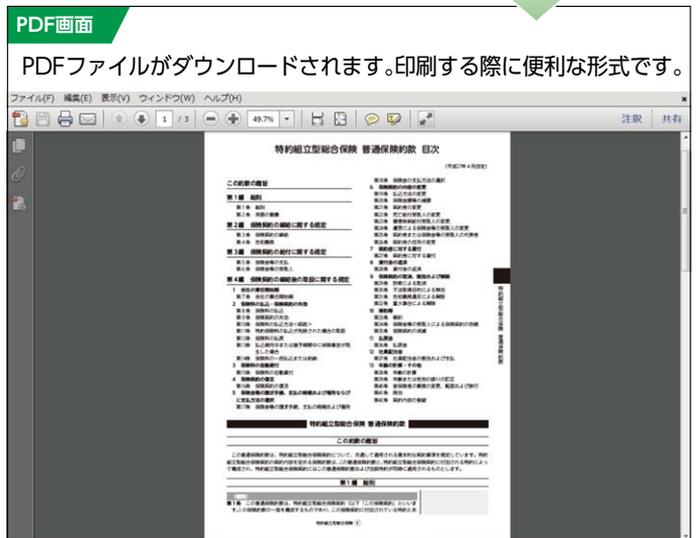
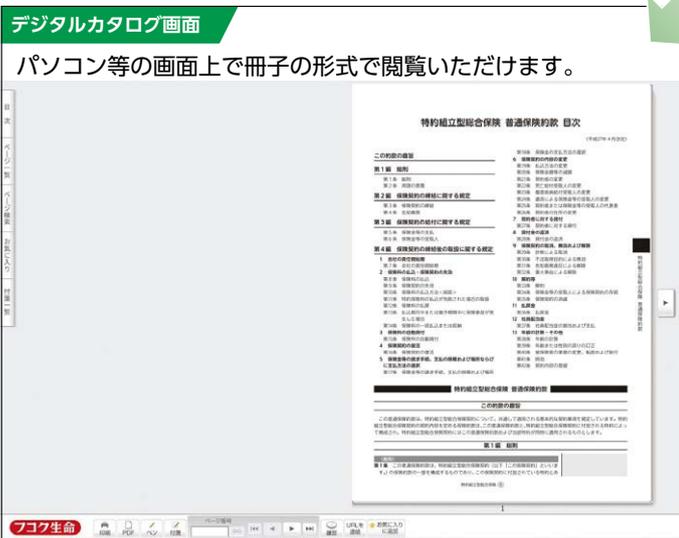
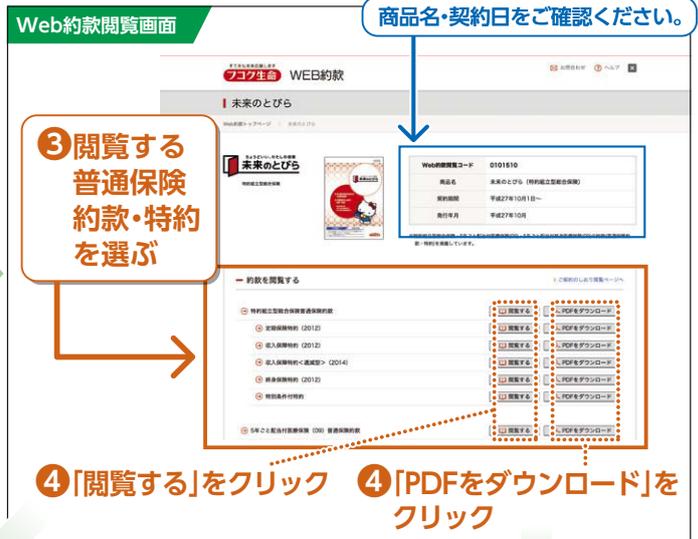
(上記の住所、電話番号は平成29年2月現在のものです。)

『Web約款』について

- 『Web約款』では、約款（普通保険約款・特約）の全文を閲覧することができます。
- このページでは、「Web約款閲覧コード」を使用した閲覧方法について説明します。



- ・Web約款閲覧コードは、本冊子の表紙およびご契約の成立後にお送りする保険証券に記載しております。
- ・Web約款の閲覧にあたっては、「Web約款閲覧コード」から検索する方法のほか、「商品名・契約日」から検索する方法があります。
- ・当社のホームページにアクセスするには、「フコク生命」で検索またはアドレス (http://www.fukoku-life.co.jp) を入力してください。
- ・画面はイメージです。今後予告なく変更することがあります。



説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので必ずご一読いただき、「**保険設計書(契約概要)**」とあわせて内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

なお、説明の中でおわかりになりにくい点がございましたらお客さまセンターまでお問合わせください。

この冊子は、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

富国生命保険相互会社

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2
フコク生命のホームページ <http://www.fukoku-life.co.jp>

生命保険に関するお手続きやお問合わせにつきましては
フコク生命 お客さまセンター

 **0120-259-817**

受付時間 平日9:00～17:00 (12/30～1/3を除く)

最寄りの支社の連絡先につきましては、巻末に掲載しております。

担当者